

■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 〈本文〉

この約款の「本文」です。

2 〈補足説明〉

・「本文」に記載した用語について、説明しています。

(例：*1、*2…)

・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。

(例：A、B…)

※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由¹が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院 ¹ したとき (1) 責任開始の時 ² 以後に生じた傷害 ³ または疾病 ⁴ を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害 ³ または疾病 ⁴ の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所 ⁵ への入院 (4) 入院日数が1日 ⁶ 以上の入院	1回の入院につき、 (入院給付金額) × (入院日数)	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき、 (入院給付金額) × (入院日数) (注) 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

*1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所⁵に入り、常に医師^A管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準⁶、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A : 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B : 柔道整復師による施術を含みます。

*2 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*3 傷害

責任開始の時²以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

3 〈脚注〉

「別表」や「ご契約のしおり」などを参照にしている部分について、その参照先のページを記載しています。

※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後の条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

〔例〕免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色	85	12 契約内容の変更および更新等について	
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	96
第1条 責任開始の時	85	第24条 保険契約の更新	97
2 一時金等の支払いについて		第25条 保険期間が終身の保険契約への変更	98
第2条 一時金・給付金の支払い	85	第26条 介護一時金額の減額	99
第3条 免責事由	86		
3 一時金等の支払請求手続について		13 解約等について	
第4条 一時金・給付金の支払請求手続	87	第27条 保険契約の解約	100
第5条 一時金・給付金の支払時期	88	第28条 返戻金	100
4 一時金等の支払方法の選択について		第29条 保険料の未経過分に相当する返還金	100
第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択	89	第30条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続	100
5 保険料の払込免除について		14 一時金等の受取人および保険契約者について	
第7条 保険料の払込免除	89	第31条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更	101
第8条 保険料の払込免除の免責事由	90	第32条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更	101
6 保険料の払込免除の請求手続について		第33条 一時金または給付金の受取人の死亡	101
第9条 保険料の払込免除の請求手続	91	第34条 保険契約者の権利義務の承継	101
7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第35条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者	101
第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	91	15 契約年齢の計算等について	
8 保険料の払込みについて		第36条 契約年齢の計算	102
第11条 保険料の払込み	91	第37条 契約年齢の誤りの処理	102
第12条 保険料の払込方法（経路）	92	第38条 性別の誤りの処理	102
第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	92	16 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第14条 保険料の前納および予納	93	第39条 社員配当金の割当ておよび支払い	102
9 失効と復活について		17 その他	
第15条 保険契約の失効	93	第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	103
第16条 保険契約の復活	93	第41条 保険契約者の住所の変更	103
10 取消しと無効について		第42条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更	103
第17条 詐欺による取消し	94	第43条 時効	104
第18条 不法取得目的による無効	94	第44条 管轄裁判所	104
11 告知義務と解除について		18 特則について	
第19条 告知義務	94	第45条 特別条件を付ける場合の特則	104
第20条 告知義務違反による解除	94	第46条 被指定契約がある場合の特則	105
第21条 告知義務違反による解除ができないとき	95		
第22条 重大事由による解除	95		
別表1 公的介護保険制度			107
別表2 要介護3以上の状態			107
別表3 要介護1または2の状態			107
別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態			107
別表5 対象となる不慮の事故			108
別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類			109
別表7 感染症			109

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施 2012.4.2 / 改正 2020.7.2)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	(1) 介護一時金 (2) 死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 一時金等の支払いについて

第2条 一時金・給付金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

支払事由（一時金等を支払う場合）		金額	受取人
介護一時金	責任開始の時 ^{*1} 以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた傷害または疾病 ^{*2} により、公的介護保険制度(別表1★)に基づく要介護3以上の状態(別表2★)(以下「要介護3以上の状態」といいます。)に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2. 一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 介護一時金について

項目	内容
① 介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた傷害または疾病 ^{*2} を原因として要介護3以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*3} に、会社が、告知(第19条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病 ^{*2} によるものとみなしません。
③ 介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④ 死亡給付金を支払ったとき	その後に介護一時金の支払請求を受けても、介護一時金は支払いません。

(2) 死亡給付金について

項目	内容
① 被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
② 死亡給付金の支払前に介護一時金の支払請求を受け、介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

[★別表1 (P.107参照)、別表2 (P.107参照)]

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活(第16条)が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 疾病

薬物依存^Aは含みません。

A : 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号

F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条 免責事由

- 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）	
介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって要介護3以上の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 介護一時金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護3以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	<p>① 保険契約者に責任準備金^{*1}を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。</p> <p>② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。</p>

3 一時金等の支払請求手続について

第4条 一時金・給付金の支払請求手続

- 一時金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

第3条 補足説明

* 1 責任準備金

介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第4条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表6 (P.109参照)

第5条 一時金・給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。
- 会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 一時金または給付金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 一時金または給付金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第22条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第5条 補足説明

- * 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

- * 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき³は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.109参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護一時金または死亡給付金¹について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時 ¹ 以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時 ¹ 以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時 ¹ 以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1または2の状態（別表3★）（以下「要介護1または2の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 責任開始の時 ¹ 前にすでに障害状態が生じていたとき	<p>次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その障害状態に、責任開始の時¹以後の原因²による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時¹以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

- * 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第6条 補足説明

- * 1 介護一時金または死亡給付金

介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

- * 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- * 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時¹前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項目	内 容
(2) 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表4★）または「要介護1または2の状態」になったとき	<p>次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなします。</p> <p>① この保険契約の締結の際^{*3}に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p> <p>② その原因について、この保険契約の責任開始の時^{*1}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p>
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	<p>① 保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。</p> <p>② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>

第7条 補足説明

* 3 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

[★別表1 (P.107参照)、別表3 (P.107参照)、別表4 (P.107参照)、別表5 (P.108参照)]

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)
高 度 によ る 障 害 の 保 険 料 の 払 込 免 除 状 態	<p>被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱</p>
身 体 障 害 の 保 険 料 の 払 込 免 除 状 態	<p>被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱</p>

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護1または2の状態になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4 (P.107参照)

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表6 (P.109参照)

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

- 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
- 本条の1.の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

- 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	月の1日から末日までの期間*2

第11条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

〔第12条〕 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかつたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

〔第13条〕 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となったとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

〔第12条〕 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

〔第13条〕 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項目	内容
(1) 一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

9 失効と復活について

第15条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、

第14条 準備説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に応する日をいいます。

第16条 準備説明

* 1 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

その払込みがあった日を復活の日とします。

4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

10 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対し

て通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第21条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に一時金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金^{*1}の請求に関し、一時金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不恰に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 一時金または給付金^{*2}の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに一時金または給付金^{*2}を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
- 4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
- 5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12 契約内容の変更および更新等について

第22条 補足説明

* 1 一時金

この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 給付金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第23条 保険料払込方法の変更

- 1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
- 2. 保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があつたものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日^{*1}における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後契約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 更新日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1回保険料は、更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護一時金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	<ul style="list-style-type: none"> ① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日^{*1}の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第24条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)ー①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約に変更することができます。
 - (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第7条）されていないこと
 - (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
 - (3) 変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること
2. 保険期間が終身の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後契約*2の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約*2の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の1. および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第2条） イ. 変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第7条） ウ. 変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第25条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

項目	内容
(3) 変更後契約 ^{*2} の介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日 ^{*3} の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約 ^{*2} の介護一時金額を変更することができます。
(4) 変更後契約 ^{*2} に変更されたとき	<p>① 変更後契約^{*2}の責任は変更日^{*1}から開始します。</p> <p>② 変更前契約は、変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 一時金・給付金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約^{*2}の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>④ 変更日^{*1}の普通保険約款が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後契約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(5) 変更日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第1条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
(6) 変更日 ^{*1} に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)～(3)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日^{*1}に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日^{*3}の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 介護一時金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第7条）以後^{*1}は減額できません。また、会社は、減額後の介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第25条 補足説明

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日^{*1}として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日^{*1}の前日とします。

第26条 補足説明

* 1 保険料の払込免除（第7条）以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第27条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除(第7条)以後^{*1}は解約できません。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金(第28条)があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.75参照)。

第28条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額(介護一時金額の10%の金額)と同額とします。
 - (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合または保険料の払込みが免除(第7条)された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 一時金もしくは給付金の支払事由(第2条)に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき(保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。)
- (2) 告知義務違反(第20条)または重大事由(第22条)によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額(第26条)または解約(第27条)されたとき

第30条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者と異なる者であること

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由(第2条)が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、

第27条 準定説明

* 1 保険料の払込免除(第7条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第29条 準定説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法(回数)(第11条)が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 準定説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第32条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1. 第31条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第2条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 一時金または給付金の受取人の死亡

1. 一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2. 本条の1. の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により受取人となつた者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3. 本条の1. および2. により一時金または給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他ときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第1条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	<p>① その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。</p> <p>② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第36条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に對応する日をいいます。

第39条 補足説明

* 1 契約成立日

次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
- (2) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (3) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)～①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② (1)～①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第5条（一時金・給付金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1. 会社は、この保険契約の介護一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由

第39条 補足説明

* 3 保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

* 4 契約成立日

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
- (2) 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

* 5 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第42条 補足説明

* 1 変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

を変更することができます。

- (1) 法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
- (2) 介護に関する技術または環境の変化^{*2}

2. この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日^{*1}の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条 補足説明

* 2 介護に関する技術または環境の変化

公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第43条 時効

一時金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1. この保険契約における介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護一時金受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第44条 補足説明

* 1 介護一時金受取人

介護一時金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18 特則について

第45条 特別条件を付ける場合の特則

1. 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 一時金の削減支払
契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が一時金の支払事由（第2条）に該当し、一時金を支払うべきときは、一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表7★）によって支払事由に該当したときは、一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態^{*2}になったときは、保険料の払込みを免除（第7条）しません。ただし、感染症（別表7★）によって特定高度障害状態^{*2}になったときは、保険料の払込みを免除します。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

第45条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

- (1) この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
- (2) この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

- (4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表4（P.107参照）、別表7（P.109参照）

第46条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) この保険契約の保険料払込期間中に介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

第45条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約をいいます。

第46条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項 目	内 容
介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

- ① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取り扱い）の1. 中、「保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
- ② 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(1)-(2)を次のとおり読み替えます。
 - ② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
- ③ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1. -(3)の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表1 公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日 法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表2 要介護3以上の状態

要介護3以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護3から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表3 要介護1または2の状態

要介護1または2の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日 厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護1または要介護2の状態をいいます。

別表4 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度 障 害 状 態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体 障 害 の 状 態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3）
	(3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5）
	(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの
	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの
	(6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6）
	(7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6）
	(8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)）
	(9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場

合をいいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表5 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病的診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表6 一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 介護一時金の支払い	(1) 介護一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 介護一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表5）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の1. に定める要介護1または2の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表1）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。 (2) 一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。 (3) 1. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限ります。)	

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色	111	12 告知義務と解除について	128
1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について		第24条 告知義務	128
第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型	111	第25条 告知義務違反による解除	128
第2条 7大疾病給付金の給付倍率	111	第26条 告知義務違反による解除ができないとき	129
2 保障の開始について		第27条 重大事由による解除	129
第3条 保険期間開始の時	111		
第4条 責任開始の時	112		
3 給付金の支払いについて		13 契約内容の変更および更新等について	130
第5条 給付金の支払い	113	第28条 保険料払込方法の変更	130
第6条 死亡給付金の免責事由	120	第29条 保険契約の更新	130
4 給付金の支払請求手続について		第30条 保険期間が終身の保険契約への変更	131
第7条 給付金の支払請求手続	120	第31条 生活習慣病入院給付金日額の減額	133
第8条 給付金の支払時期	121		
5 死亡給付金の支払方法の選択について		14 解約等について	133
第9条 死亡給付金の支払方法の選択	121	第32条 保険契約の解約	133
6 保険料の払込免除について		第33条 返戻金	133
第10条 保険料の払込免除	122	第34条 保険料の未経過分に相当する返還金	134
第11条 保険料の払込免除の免責事由	123	第35条 給付金の受取人による保険契約の存続	134
7 保険料の払込免除の請求手続について		15 給付金の受取人および保険契約者について	134
第12条 保険料の払込免除の請求手続	123	第36条 会社への通知による給付金の受取人の変更	134
8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について		第37条 遺言による給付金の受取人の変更	134
第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡	124	第38条 給付金の受取人の死亡	135
9 保険料の払込みについて		第39条 保険契約者の権利義務の承継	135
第14条 保険料の払込み	124	第40条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者	135
第15条 保険料の払込方法（経路）	124		
第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	125	16 契約年齢の計算等について	135
第17条 保険料の前納および予納	125	第41条 契約年齢の計算	135
10 失効と復活について		第42条 契約年齢の誤りの処理	135
第18条 保険契約の失効	126	第43条 性別の誤りの処理	135
第19条 保険契約の復活	126		
11 取消しと無効について		17 その他	136
第20条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定 による無効	126	第44条 社員配当金	136
第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定 の場合の特別取扱い	127	第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	136
第22条 詐欺による取消し	128	第46条 保険契約者の住所の変更	136
第23条 不法取得目的による無効	128	第47条 契約内容の登録	136
		第48条 時効	137
		第49条 管轄裁判所	137
		18 特則について	137
		第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約 の場合の特則	137
		第51条 特別条件を付ける場合の特則	137
		第52条 被指定契約がある場合の特則	138
		第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の 特則	139
		第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの 保険契約に指定代理請求特約または指定代 理請求特約（2016）が付加されていない 場合の特則	139
別表1	1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	141	
	2. がんの定義	141	
	3. がんの診断確定	141	
	4. 新生物の形態の性状コード	141	
別表2	生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」	142	
別表3	1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	142	
	2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	143	
別表4	1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対 象となる手術	143	
	2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術	143	
	3. 視力の測定	143	
	4. 糖尿病性壞疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術	143	
別表5	同一種類の臓器	144	
別表6	給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類	144	
別表7	対象となる高度障害状態および身体障害の状態	145	
別表8	対象となる不慮の事故	147	
別表9	感染症	147	

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

(実施 2005.4.1 / 改正 2020.7.2)

この保険の特色	
目的・内容	7つの生活習慣病による所定の入院や7大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	(1) 生活習慣病入院給付金 (2) 7大疾病給付金 (3) 死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1 生活習慣病入院給付金の支払限度の型・7大疾病給付金の給付倍率について

第1条 生活習慣病入院給付金の支払限度の型

- 生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の2つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

- 本条の1.により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第2条 7大疾病給付金の給付倍率

- 7大疾病給付金の給付倍率は、次の7つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの倍率を選択することを必要とします。7大疾病給付金の金額は生活習慣病入院給付金日額に選択された給付倍率を乗じた金額とします。

給付倍率	7大疾病給付金の金額
1,000倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 1,000
500倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 500
400倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 400
300倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 300
200倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 200
100倍	(生活習慣病入院給付金日額) × 100
0倍	7大疾病給付金はありません。

- 本条の1.により選択された7大疾病給付金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 保険期間開始の時

- この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時

承諾の時期	保険期間開始の時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第24条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第4条 責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする7大疾病給付金	保険期間開始の日（第3条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表2★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表3★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病給付金 ③ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第3条）

★別表1（P.141参照）、別表2（P.142参照）、別表3（P.142参照）

第4条 補足説明

* 1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

「がん給付の責任開始の時」といいます。

* 2 保険期間開始の時

「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

3 給付金の支払いについて

第5条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第6条）に該当するときは支払いません。なお、7大疾病給付金の給付倍率（第2条）が0倍の場合には、7大疾病給付金の支払はありません。

支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん 「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} 前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} 以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院 ^{*2} をしたとき ① 「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} 以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所 ^{*3} への入院 ③ 入院日数が1日 ^{*4} 以上の入院	1回の入院につき、 (生活習慣病入院給付金額) × (入院日数)	入院給付金受取人
(2) がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院 ^{*2} をしたとき ① 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所 ^{*3} への入院 ③ 入院日数が1日 ^{*4} 以上の入院		

第5条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*3}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

* 5 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

約

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人	第5条 補足説明
7 大 疾 病 給 付 金	<p>被保険者が、次のいずれかに該当したとき</p> <p>(1) がん 「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時^{*1}以後保険期間中にがんと診断確定されたとき</p> <p>(2) 急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① 急性心筋梗塞（別表3★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態^{*6}が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき</p> <p>② 拡張型心筋症（別表3★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態^{*6}が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的として手術（別表4★）もしくは心移植手術を受けたとき</p>	<p>1回につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）</p>	入院給付金受取人	<p>* 6 労働の制限を必要とする状態 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。</p>

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人	第5条 補足説明
7 大 疾 病 給 付 金	(3) 脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症 ^{*7} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき			* 7 他覚的な神経学的後遺症 医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。
	(4) 慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により永続的な人工透析療法 ^{*8} を開始したとき ② その疾病的治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき	1回につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人	* 8 人工透析療法 血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。
	(5) 肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 以後保険期間中に、肝硬変（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた食道静脈瘤（別表3★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ② その疾病的治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき			

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
7 大 疾 病 給 付 金	<p>(6) 糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後保険期間中に、糖尿病（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき</p> <p>① その疾病により糖尿病性網膜症（別表3★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表4★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表4★）を初めて受けたものとみなします。）</p> <p>② その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表3★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、1手の1手指以上または1足の1足指以上について切断術（別表4★）を受けたとき</p> <p>(7) 高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表3★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表3★）もしくは解離性大動脈瘤（別表3★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾患により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき</p>	<p>1回につき、 (生活習慣病入院給付金日額) × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）</p>	入院給付金受取人
死 亡 給 付 金	<p>保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注) 保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</p>	<p>(生活習慣病入院給付金日額) × 10</p>	死亡給付金受取人

2. 給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項目	内容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*5} 前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	<p>次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。</p> <p>ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日^{*9}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合</p> <p>イ. この保険契約の締結の際^{*10}に、会社が、告知(第24条)等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。</p> <p>ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*5}以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。</p>
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	<p>その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。</p> <p>(注) この規定は、7大疾病給付金の支払いに関しては適用しません。</p>
③ 被保険者が、同一の生活習慣病 ^{*11} を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	<p>「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。</p> <p>イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。</p>
④ 被保険者が、同一の生活習慣病 ^{*11} を直接の原因として、転入院または再入院したとき	<p>次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。</p> <p>イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。</p>
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	<p>ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型(第1条)に応じ、1回の入院について120日または360日とします。</p> <p>イ. 通算して1,000日とします。</p>
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病 ^{*12} を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第5条 補足説明

* 9 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第4条(責任開始の時)に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 11 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の生活習慣病^{*12}をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病^{*12}として取り扱います。

* 12 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項目	内容
⑦ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病* ¹² を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病* ¹² により継続して入院したものとみなします。
⑧ 被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病* ¹² を併発したとき	
⑨ 被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩ 生活習慣病* ¹² 以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病* ¹² の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病* ¹² の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪ 繰続した入院中に、生活習慣病* ¹² の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病* ¹² の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第31条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬ 生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3) 7大疾病給付金について

項目	内容
① 被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による7大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に7大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第29条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
② 被保険者が、同時に7大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病給付金を重複して支払いません。

項目	内容
③ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて2年以内に新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 7大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による7大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて2年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、7大疾病給付金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で7大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反(第25条)があったときは、この限りではありません。

第5条 補足説明

* 13 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

(4) 死亡給付金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

[★別表1 (P.141参照)、別表3 (P.142参照)、別表4 (P.143参照)]

第6条 死亡給付金の免責事由

1. 死亡給付金の支払事由（第5条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）	
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 死亡給付金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	<p>① 保険契約者に責任準備金^{*1}を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。</p> <p>② この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。</p>

4 給付金の支払請求手続について

第7条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第5条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡給付金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表6★）	
(2) 次のいずれかの書類	
(3) 死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類	

第6条 補足説明

* 1 責任準備金

生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第7条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 給付金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。
- 会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認¹を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第25条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第27条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第27条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数²を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき³は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第8条 準備説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

5 死亡給付金の支払方法の選択について

第9条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

死亡給付金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*1} 以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	<p>次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。</p> <p>① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の原因^{*2}による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき</p> <p>② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき</p>
(2) 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	<p>次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなします。</p> <p>① この保険契約の締結の際^{*3}に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p> <p>② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}以後の疾病によるものとみなしません。</p>

第9条 補足説明

* 1 死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

* 1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因

「がん給付以外の給付」の責任開始の時^{*1}前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

[★別表7 (P.145参照)、別表8 (P.147参照)]

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表7★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

[★別表7 (P.145参照)]

7 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表6★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（給付金の支払時期）

の規定を準用します。

★別表6 (P.144参照)

8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1. 保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2. 本条の1.の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したこととすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

9 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法(回数)は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日(第3条)の応当日*1(年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1(月単位)までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1(半年単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1(月単位)を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条(保険料の払込方法(経路))の1.に定める払込方法(経路)に従い、本条の1.に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1.に定める猶予期間があります。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第15条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第15条 保険料の払込方法(経路)

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法(経路)について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1.-(1)の方法において、払込期月(第14条)中に保険料が払い込まれなかつたとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日(第14条)までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があつたときは、猶予期間(第14条)中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>

項目	内容
(2) 本条の1.-(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法(経路)に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

- 保険料が払込期月(第14条)の契約成立日(第3条)の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(給付金を支払うときはその受取人)に払い戻します。
 - (1) この保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険料の払込みが不要となったとき
- 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日(第14条)までに、給付金の支払事由(第5条)または保険料の払込免除事由(第10条)が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条 保険料の前納および予納

- 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法(回数)(第14条)を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日(第3条)の応当日(年単位)*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

- 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第16条 準補説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条 準補説明

*1 契約成立日の応当日(年単位)

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効と復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1.に規定する猶予期間の満了をもつて効力を失います。

第19条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失つたときは、効力を失つた日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第24条）および告知義務違反による解除（第25条）の規定を適用します。
2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあつた時から効力を復活するものとし、その払込みがあつた日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 取消しと無効について

第20条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2. 本条の1.の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第33条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。</p>
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1.および2.の規定は、この保険契約の復活（第19条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4. 本条の3.の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第32条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第19条 補足説明

* 1 保険契約の復活

効力を失つた保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

第20条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

* 2 その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

- (1) 被保険者が、保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されていたとき
- (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- (1) 第5条（給付金の支払い）に規定する生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
- (2) 第5条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間^{*2}中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。
- (3) 第5条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時^{*1}前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表5★）に生じたがんについては、がん不担保期間^{*2}経過後でも生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金を支払いません。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

- (1) 第5条（給付金の支払い）の2. -(2)-⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

内 容

- ア. 入院開始の直接の原因となった生活習慣病^{*3}により継続して入院したものとみなします。
- イ. ア. にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。
 - (ア) その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合
 - (イ) 併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合
 - (ウ) 第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、(ア)のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

- (2) この保険契約が更新（第29条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
本条の2. -(2)の特別取扱い	<ul style="list-style-type: none">① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間^{*2}が満了しているとき 更新後契約または変更後契約^{*4}には本条の2. -(2)の特別取扱いは適用されません。② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間^{*2}が満了していないとき 更新後契約または変更後契約^{*4}に残余のがん不担保期間^{*2}が引き継がれ、本条の2. -(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の2. -(3)の特別取扱い	更新後契約または変更後契約 ^{*4} には本条の2. -(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この保険契約の復活（第19条）の場合に準用します。

★別表5 (P.144参照)

第21条 補足説明

* 1 「がん給付」の責任開始の時

第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

* 2 がん不担保期間

保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

* 3 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

* 4 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第22条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 給付金を不法に取得する目的
- (2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第24条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第25条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第26条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第25条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) 保険期間開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第27条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金^{*1}の請求に関し、給付金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、給付金の支払事由（第5条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の

第26条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 保険期間開始の日

第3条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

約
款

無配当生活習慣（病保険（返戻金なし型））

第27条 補足説明

* 1 給付金

この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 紹介金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに紹介金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 契約内容の変更および更新等について

第28条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日*1における被保険者の年齢（第41条）が79歳以下であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	<ul style="list-style-type: none">① 更新日*1の保険料率が適用されます。② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none">① 第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。

第27条 補足説明

* 2 紹介金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが紹介金の受取人のみであり、その紹介金の受取人が紹介金の一部の受取人であるときは、紹介金のうち、その受取人に支払われるべき紹介金をいいます。

第29条 補足説明

* 1 保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項目	内容
(3) 更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	<p>① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1.-(3)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。</p>
(5) この保険契約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い(第5条)、保険料の払込免除(第10条・第11条)、告知義務違反による解除(第25条・第26条)および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則(第53条)に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日*1の普通保険約款が適用されます。</p> <p>③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知(電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日(第3条)の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理(第42条・第43条)に準じて取り扱います。
(7) 更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。</p> <p>② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(5)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1.に定めるほか、本条の1.の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2.の(1)から(6)の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条 保険期間が終身の保険契約への変更

1. 第29条(保険契約の更新)の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契約に変更することができます。

第30条 補足説明

*1 保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日(年単位)を「変更日」とします。

- (1) この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと
- (2) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (3) 変更日^{*1}における被保険者の年齢（第41条）が75歳以下であること

2. 保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後契約 ^{*2} の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 変更日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2) 変更後契約 ^{*2} の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none"> ① 第1回保険料は、変更日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1. および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が払い込まれないまま、変更日^{*1}以後変更後契約^{*2}の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約^{*2}に変更されなかったものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 変更後契約^{*2}の給付金の支払事由（第5条） イ. 変更後契約^{*2}の保険料の払込免除事由（第10条） ③ ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約^{*2}に変更されなかったものとします。
(3) 変更後契約 ^{*2} の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日 ^{*3} の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約 ^{*2} の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後契約 ^{*2} に変更されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 変更後契約^{*2}の責任は変更日^{*1}から開始します。 ② 変更前契約は、変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金の支払い（第5条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）、告知義務違反による解除（第25条・第26条）および7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則（第53条）に関する規定について、変更後契約^{*2}の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後契約^{*2}の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日^{*1}の普通保険約款が適用されます。 ⑤ 変更後契約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5) 変更日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第3条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。

第30条 補足説明

* 2 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

* 3 保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日^{*1}として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日^{*1}の前日とします。

項目	内容
(6) 変更日 ^{*1} に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	① この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ② ①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(4)–(3)に準じて継続したものとして取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(3)のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日^{*1}に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(5)の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病入院給付金額について、変更前契約の保険期間満了日^{*3}の生活習慣病入院給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条 生活習慣病入院給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 生活習慣病入院給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 減額分を解約（第32条）されたものとして取り扱います。
 - (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
 - (3) 生活習慣病入院給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

14 解約等について

第32条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第33条 返戻金

1. この保険契約には返戻金はありません。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金額の10倍の金額）と同額とします。
 - (1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
 - (2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合、第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の2. - (1) - (2) に該当した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 給付金の支払事由（第5条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第25条）または重大事由（第27条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第35条 給付金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第5条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15 給付金の受取人および保険契約者について

第36条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第37条 遺言による給付金の受取人の変更

1. 第36条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第5条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2. 本条の1. の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を

第34条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第35条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

生じません。

3. 本条の1. および2. による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条 給付金の受取人の死亡

1. 給付金の受取人が給付金の支払事由（第5条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により給付金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第39条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条 保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡給付金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金についても同様とします。

16 契約年齢の計算等について

第41条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第41条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第42条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第43条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

17 その他

第44条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第46条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第47条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約成立日^{*1}（第3条）
 - (5) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾^{*4}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*5}から5年^{*6}以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*4}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第47条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 申込み

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 4 承諾

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 5 契約成立日

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 6 契約成立日から5年

契約成立日^{*5}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*5}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第48条 時効

給付金（第5条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第33条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

- この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
- この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

18 特則について

第50条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- 第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- 第28条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条 特別条件を付ける場合の特則

- 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

- 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
- 給付金の削減支払
契約成立日（第3条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第5条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - 生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日毎日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - 7大疾病給付金を支払うべきときは、7大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

- 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態^{*2}になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表9★）によって特定高度障害状態^{*2}になったときは、保険料の払込みを免除します。

- 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第19条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
 - この保険契約の更新（第29条）について、次のとおり取り扱います。

第49条 補足説明

* 1 給付金の受取人

給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

約
款

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）

第51条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

* 2 特定高度障害状態

高度障害状態（別表7★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第29条（保険契約の更新）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の保険契約への変更（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しません。

★別表7（P.145参照）、別表9（P.147参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) この保険契約の保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金の支払い）の2. -(1)-②を次のとおり読み替えます。

第51条 補足説明

* 3 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

* 1 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

項目	内容
② 生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

(2) この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1.中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第53条 7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合の特則

第2条（7大疾病給付金の給付倍率）の規定により選択された7大疾病給付金の給付倍率が0倍の場合で、保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。

第54条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

(1) 入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2) (1)の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表6★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることができます。

- ① 被保険者と指定代理請求人の戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

(3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。

(4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

(5) (1)の規定により会社が生活習慣病入院給付金または7大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金また

は7大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- (6) 第8条（給付金の支払時期）の4. 中、「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。
- (7) 第8条（給付金の支払時期）の5. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (8) 第25条（告知義務違反による解除）の3. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。
- (9) 第25条（告知義務違反による解除）の4. 中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表6 (P.144参照)

別表1

1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D47.0

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3……悪性、原発部位
/6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患 循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I 97）のうち、 心（臓）切開後症候群 心臓手術に続発するその他の機能障害	I 05- I 09 I 20- I 25 I 26- I 28 I 30- I 52 I 97.0 I 97.1
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患 腎不全	N00-N08 N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患 食道静脈瘤 その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	B15-B19 K70-K77 I 85 I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患 大動脈瘤および解離	I 10- I 15 I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞	I 21 I 22
	心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
(2) 脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I 60 I 61 I 63
	その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	I 67.0 I 67.1
(3) 慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全	I 12.0 N18

疾病名	分類項目	基本分類コード
(4) 肝硬変	アルコール性肝疾患 (K70) のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症および肝硬変 (K74) のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤 (I 86) のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
糖尿病性網膜症	糖尿病 (E10-E14) のうち、 眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
糖尿病性壞疽	糖尿病 (E10-E14) のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうつ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、囊状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壞疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ~ 19.、29. および32. ~ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2. 鼻（副鼻腔を含む。）
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4. 口腔・歯・舌・頸下腺・耳下腺・舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支
8. 胃・十二指腸
9. 肝臓・胆囊・胆管
10. 脾臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32. 食道
33. 胸腺・心臓・縦隔
34. 骨・関節・関節軟骨
35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36. 末梢神経・自律神経系
37. 後腹膜・腹膜
38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39. 體膜・脳・脳神経・脊髄
40. 副腎
41. 1. ~ 19.、29. および32. ~ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項目	必要書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回

旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注)慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注)被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注)疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	149	12 契約内容の変更および更新等について	160
1 保障の開始について		第23条 保険料払込方法の変更	160
第1条 責任開始の時	149	第24条 保険期間の変更	160
2 保険金の支払いについて		第25条 保険契約の更新	160
第2条 保険金の支払い	149	第26条 他の保険契約への加入	161
第3条 免責事由	151	第27条 保険金額の減額	162
3 保険金の支払請求手続について		13 解約等について	162
第4条 保険金の支払請求手続	151	第28条 保険契約の解約	162
第5条 保険金の支払時期	152	第29条 返戻金	162
4 保険金の支払方法の選択について		第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	162
第6条 保険金の支払方法の選択	153	第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	163
5 保険料の払込免除について		14 保険金の受取人および保険契約者について	163
第7条 保険料の払込免除	153	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	163
第8条 保険料の払込免除の免責事由	154	第33条 遺言による保険金の受取人の変更	163
6 保険料の払込免除の請求手続について		第34条 保険金の受取人の死亡	163
第9条 保険料の払込免除の請求手続	154	第35条 保険契約者の権利義務の承継	164
7 保険料の払込みについて		第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者	164
第10条 保険料の払込み	155	15 契約年齢の計算等について	164
第11条 保険料の払込方法（経路）	155	第37条 契約年齢の計算	164
第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い	155	第38条 契約年齢の誤りの処理	164
第13条 保険料の前納および予納	156	第39条 性別の誤りの処理	164
8 失効と復活について		16 社員配当金（保険契約者への配当）について	164
第14条 保険契約の失効	156	第40条 社員配当金の割当ておよび支払い	164
第15条 保険契約の復活	156	17 その他	
9 取消しと無効について		第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	165
第16条 詐欺による取消し	157	第42条 保険契約者の住所の変更	165
第17条 不法取得目的による無効	157	第43条 契約内容の登録	166
10 告知義務と解除について		第44条 時効	166
第18条 告知義務	157	第45条 管轄裁判所	166
第19条 告知義務違反による解除	157	18 特則について	
第20条 告知義務違反による解除ができないとき	158	第46条 邮便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則	167
第21条 重大事由による解除	158	第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則	167
11 保険契約者に対する貸付について		第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	167
第22条 保険契約者に対する貸付	159		
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態			169
別表2 対象となる不慮の事故			170
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類			171

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

(実施 1996.10.2 / 改正 2020.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1 保障の開始について

第1条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2 保険金の支払いについて

第2条 保険金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

約

5年ごと利差配当付普通定期保険

	支払事由（保険金を支払う場合）	金額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後保険期間中に死亡したとき		死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき	保険金額	高度障害保険金受取人

2. 保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項目	内容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後の原因 ^{*2} による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*3} に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつたこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになつたこと

第2条 補足説明

*** 1 責任開始の時**

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

*** 2 責任開始の時以後の原因**

責任開始の時^{*1}前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

*** 3 この保険契約の締結の際**

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内容
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.169参照)

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日 ^{*1} からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第15条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戰争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.169参照)

第3条 拡補説明

* 1 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 保険金の支払請求手続

1. 保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3. この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として被保険者または死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2)	次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者に死亡退職金等 ^{*1} を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

★別表3 (P.171参照)

第5条 保険金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
- 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第2条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第3条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	(2), (3)に定める事項、第21条（重大事由による解除）の1.-(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

第4条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3. において「当該団体」といいます。

第5条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- (1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3 (P.171参照)

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
身体障害の状態による 保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

2. 保険料の払込免除について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第5条 補足説明

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第6条 補足説明

* 1 保険金

保険金とともに支払われる金額を含みます。

第7条 補足説明

* 1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項目	内 容
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	<p>① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。</p> <p>② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>

[★別表1 (P.169参照)、別表2 (P.170参照)]

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	<p>被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき</p> <p>(1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱</p>

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、保険料の払込みを免除します。

[★別表1 (P.169参照)]

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

[★別表3 (P.171参照)]

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第1条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（年単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第1条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

約款

5年こと利差配当付普通定期保険

第11条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第1条）の応当日（年単位） ^{*1} ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- | |
|------------------------------|
| (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 |
| (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。 |

8 失効と復活について

第14条 保険契約の失効

- 保険料が払い込まれなかつたときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
- 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
- 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があつたときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条 保険契約の復活

- 保険契約者は、第14条（保険契約の失効）または第22条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失つたときは、効力を失つた日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活^{*1}の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告

第13条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に応する日をいいます。

第15条 補足説明

* 1 保険契約の復活

効力を失つた保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活^{*1}の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活^{*1}の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活^{*1}の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第22条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

9 取消しと無効について

第16条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第18条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
 - (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合
5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第20条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第20条 條款説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第21条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に保険金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金^{*1}の請求に関し、保険金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不恰に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金^{*2}の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金^{*2}を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
- 4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
- 5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11 保険契約者に対する貸付について

第22条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額^{*1}のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第21条 補足説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第22条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項目	内容
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第27条）されたとき ③ 保険期間が変更（第24条）されたとき ④ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

12 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険期間の変更

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2. 保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3. 保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条 保険契約の更新

1. この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があつたものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) 更新日^{*1}における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること
- (3) 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
- (4) 契約成立日（第1条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

第25条 補足説明

- * 1 保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

2. この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 更新後契約の保険料	① 更新日 ^{*1} の保険料率が適用されます。 ② 更新日 ^{*1} の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後契約の第1回保険料の払込み	① 第1回保険料は、更新日 ^{*1} を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1. および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2. の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
(3) 更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の1. -(3)または(4)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
(5) この保険契約が更新されたとき	① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第7条・第8条）および告知義務違反による解除（第19条・第20条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ② 更新日 ^{*1} の普通保険約款が適用されます。 ③ この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

3. 本条の1. に定めるほか、本条の1. の(1)から(4)のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)、(2)、(5)および(6)の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第26条 他の保険契約への加入

1. 保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。

2. 他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 加入する他の保険契約の第1回保険料相当額の払込み	第1回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2) 加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第1回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3) 加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
(4) 他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条 保険金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
- この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合または保険料の払込みが免除（第7条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

- (1) 保険金の支払事由（第2条）または免責事由（第3条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第2条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

第31条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第37条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第1条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第37条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に對応する日をいいます。

第38条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第1条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(5)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てことがあります。この場合、(5)に該当する保険契約については、(4)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} （第1条）の5年ごとの応当日 ^{*2} が到来する保険契約	<p>① その5年ごと応当日^{*2}から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日^{*2}の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。</p> <p>② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	<p>保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>① (1)～①の規定に準じて更新日から積み立てます。</p> <p>② (1)～①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。</p>
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} および直前の5年ごと応当日 ^{*2} からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日 ^{*1} からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日 ^{*2} からその日を含めて1年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約 ^{*3}	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第5条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

* 2 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1. において「5年ごと応当日」といいます。

* 3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 契約成立日^{*1}（第1条）
- (4) 当会社名

2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約の申込み^{*4}を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の申込み^{*4}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の承諾^{*5}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条 時効

保険金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第15条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金

災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

- (1) 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
- (2) 第23条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更是できません。

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1. 団体定期保険契約等^{*1}の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等^{*1}からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第1条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等^{*1}のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。
 - (1) 高度障害保険金の支払い（第2条）
 - (2) 被保険者の自殺による免責（第3条）
 - (3) 保険料の払込免除（第7条・第8条）
 - (4) 詐欺による取消し（第16条）または不法取得目的による無効（第17条）
 - (5) 告知義務違反による解除（第19条・第20条）
2. 本条の1. の規定により団体定期保険契約等^{*1}からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等^{*1}に特約^{*2}が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の1. の規定を準用します。

第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。
 - ① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
 - ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人
- (2) (1)の場合、②に該当する死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることができます。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

第47条 補足説明

* 1 団体定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 団体定期保険契約
- (2) 総合福祉団体定期保険契約
- (3) 無配当団体定期保険契約
- (4) 無配当総合福祉団体定期保険契約
- (5) 団体定期保険こども特約
- (6) 無配当団体定期保険こども特約

* 2 特約

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 団体定期保険災害割増特約
- (2) 団体定期保険傷害特約
- (3) 団体定期保険災害保障特約
- (4) 団体定期保険こども災害割増特約
- (5) 団体定期保険こども傷害特約
- (6) 団体定期保険こども災害保障特約
- (7) 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
- (8) 無配当団体定期保険災害割増特約
- (9) 無配当団体定期保険傷害特約
- (10) 無配当団体定期保険災害保障特約
- (11) 無配当団体定期保険こども災害割増特約
- (12) 無配当団体定期保険こども傷害特約
- (13) 無配当団体定期保険こども災害保障特約
- (14) 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

- (4) (1)の規定により会社が高度障害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 第5条（保険金の支払時期）の4. 中、「保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人（保険金の受取人等が2人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。
- (6) 第5条（保険金の支払時期）の5. 中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の(1)に定める代理人」と読み替えます。

★別表3 (P.171参照)

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
7. 指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
<p>(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。</p> <p>(2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。</p> <p>(3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。</p>	

約款

5年ごと利差配当付普通定期保険

別表

無配当普通定期保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色	173	12 告知義務と解除について	182
1 用語の意義について		第20条 告知義務	182
第1条 用語の意義	173	第21条 告知義務違反による解除	182
2 低解約返戻金期間について		第22条 告知義務違反による解除ができないとき	183
第2条 低解約返戻金期間	173	第23条 重大事由による解除	183
3 保障の開始について		13 保険契約者に対する貸付について	184
第3条 責任開始の時	173	第24条 保険契約者に対する貸付	184
4 保険金の支払いについて		14 契約内容の変更等について	184
第4条 保険金の支払い	174	第25条 保険料払込方法の変更	184
第5条 免責事由	175	第26条 保険期間の変更	185
5 保険金の支払請求手続について		第27条 保険金額の減額	185
第6条 保険金の支払請求手続	176	15 解約等について	
第7条 保険金の支払時期	177	第28条 保険契約の解約	185
6 保険金の支払方法の選択について		第29条 返戻金	185
第8条 保険金の支払方法の選択	178	第30条 保険料の未経過分に相当する返還金	185
7 保険料の払込免除について		第31条 保険金の受取人による保険契約の存続	186
第9条 保険料の払込免除	178	16 保険金の受取人および保険契約者について	
第10条 保険料の払込免除の免責事由	178	第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更	186
8 保険料の払込免除の請求手続について		第33条 遺言による保険金の受取人の変更	186
第11条 保険料の払込免除の請求手続	179	第34条 保険金の受取人の死亡	186
9 保険料の払込みについて		第35条 保険契約者の権利義務の承継	186
第12条 保険料の払込み	179	第36条 保険契約者の代表者および保険金の受取人	
第13条 保険料の払込方法（経路）	180	の代表者	187
第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	180	17 契約年齢の計算等について	
第15条 保険料の前納および予納	180	第37条 契約年齢の計算	187
10 失効と復活について		第38条 契約年齢の誤りの処理	187
第16条 保険契約の失効	181	第39条 性別の誤りの処理	187
第17条 保険契約の復活	181	18 その他	
11 取消しと無効について		第40条 社員配当金	187
第18条 詐欺による取消し	182	第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	187
第19条 不法取得目的による無効	182	第42条 保険契約者の住所の変更	187
別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態		第43条 契約内容の登録	188
別表2 対象となる不慮の事故		第44条 時効	188
別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類		第45条 管轄裁判所	188
			189
			190
			191

無配当普通定期保険（低解約返戻金型）普通保険約款

(実施 2009.4.2／改正 2020.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	(1) 死亡保険金 (2) 高度障害保険金
配当タイプ	無配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、契約成立日から一定期間（10年または20年）の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 保険年度	① 契約成立日（第3条）または契約成立日の応当日（年単位）*1からその日を含めた1年間をいいます。 ② 契約成立日から直後の契約成立日の応当日（年単位）*1の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに1年を加えて計算します。
(2) 低解約返戻金期間	契約成立日からその日を含めて10年または20年の期間で、返戻金の水準を低く設定している期間をいいます。
(3) 低解約返戻金割合	低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいいます。

第1条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 低解約返戻金期間について

第2条 低解約返戻金期間

- 低解約返戻金期間は、10年または20年のいずれかとし、低解約返戻金割合は、低解約返戻金期間によって次のとおりとします。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか1つの低解約返戻金期間を選択することを必要とします。

低解約返戻金期間	低解約返戻金割合	
10年	第1保険年度から第6保険年度まで：50%	第7保険年度から第10保険年度まで：70%
20年	第1保険年度から第12保険年度まで：50%	第13保険年度から第20保険年度まで：70%

- 本条の1. により選択された低解約返戻金期間の変更は取り扱いません。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
3. この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 保険契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 受取人の氏名または名称
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険給付の額
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約成立日
- (10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4 保険金の支払いについて

第4条 保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

支払事由（保険金を支払う場合）	金額	受取人
死亡保険金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき	保険金額	高度障害保険金受取人

第4条 補足説明

* 1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 死亡保険金について

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

(2) 高度障害保険金について

項目	内容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後の原因 ^{*2} による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなします。 ア. この保険契約の締結の際 ^{*3} に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。 イ. その原因について、この保険契約の責任開始の時 ^{*1} 前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時 ^{*1} 以後の疾病によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないと	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。 ア. 保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになつたこと
⑤ 高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥ 高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1 (P.189参照)

第4条 補足説明

* 2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時^{*1}前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

* 3 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

約
款

無配当普通定期保険（低解約返戻金型）

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 責任開始の日 ^{*1} からその日を含めて3年以内の自殺 (4) この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5) 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 被保険者の自殺行為 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 戰争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1 (P.189参照)

5 保険金の支払請求手続について

第6条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として被保険者または死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

第5条 補足説明

* 1 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第6条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

必要書類
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者に死亡退職金等 ^{*1} を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

★別表3 (P.191参照)

第7条 保険金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
- 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認^{*1}を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数^{*2}を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第7条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

* 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

6 保険金の支払方法の選択について

第8条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第9条 保険料の払込免除

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
身体による払込免除の保険料の状態	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表1★）になったとき

- 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表1★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	<p>① 保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。</p> <p>② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>

第10条 保険料の払込免除の免責事由

- 保険料の払込免除事由（第9条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第8条 補足説明

* 1 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

* 1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

保険料の払込免除の免責事由 (保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合)	
身体障害の状態による保険料の払込免除	<p>被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表1★）になったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、保険料の払込みを免除します。

★別表1 (P.189参照)

8 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

- 保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
- 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第7条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3 (P.191参照)

9 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

- 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（年単位）までの期間
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（半年単位）までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

- 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中

第12条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法^{*1}
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法^{*2}
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかつたとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があつたときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となつたとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第3条）の応当日^{*1}の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- (1) この保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の払込みが不要となつたとき

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日^{*1}以後猶予期間満了日（第12条）までに、保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

第13条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2) 月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ② 会社の定める率で保険料を割り引きます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
 (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第15条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）
 保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効と復活について

第16条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第16条（保険契約の失効）または第24条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第24条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第17条 補足説明

- * 1 保険契約の復活
 効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があ

るときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
 - (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第22条 準備説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に保険金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 保険金^{*1}の請求に関し、保険金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が

第23条 準備説明

* 1 保険金

この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 保険契約者に対する貸付について

第24条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第27条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

14 契約内容の変更等について

第25条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条 補足説明

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第24条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第26条 保険期間の変更

この保険契約の保険期間の変更は取り扱いません。

第27条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

15 解約等について

第28条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第29条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合を乗じた金額とします。
2. 本条の1. の低解約返戻金割合は、保険契約の解約（第28条）等*1の時期にかかるわらず、払い込まれた最終の保険料*2の払込期月を含む保険年度の低解約返戻金割合とします。
3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第9条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第4条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第29条 補足説明

* 1 保険契約の解約（第28条）等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第28条）
- (2) 保険契約の失効（第16条）
- (3) 告知義務違反による解除（第21条）
- (4) 重大事由による解除（第23条）
- (5) 保険金額の減額（第27条）

* 2 払い込まれた最終の保険料

第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1. の規定により払い戻す保険料は含みません。

第30条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約(減額を含みます。本条において以下同じ。)をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由(第4条)が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

第31条 補足説明

- * 1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

16 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由(第4条)が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.75参照)。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第32条(会社への通知による保険金の受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由(第4条)が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由(第4条)の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

者に承継させることができます。

2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

〔第36条〕 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

17 契約年齢の計算等について

〔第37条〕 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

〔第37条〕 補足説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

〔第38条〕 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

〔第39条〕 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

18 その他

〔第40条〕 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

〔第41条〕 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

〔第42条〕 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所

または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第43条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約成立日^{*1}（第3条）
 - (4) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約の申込み^{*4}を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の申込み^{*4}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の承諾^{*5}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条 時効

保険金（第4条）、保険料の払込免除（第9条）または返戻金（第29条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年内に請求がない場合には消滅します。

第45条 管轄裁判所

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第43条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金

災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
3. 耳の障害（聴力障害）
 - (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
 - (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。
5. 脊柱の障害
 - (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
 - (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
6. 上・下肢の障害
 - (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
 - (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
7. 指の障害
 - (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表3 保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 高度障害保険金の支払い	(1) 高度障害保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
3. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表2）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
<p>(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。</p> <p>(2) 保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。</p> <p>(3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。</p>	

約款

無配当普通定期保険（低解約返戻金型）

別表

5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険普通保険約款目次

この保険の特色	193	10 保険契約者に対する貸付について 第20条 保険契約者に対する貸付	201
1 保険期間の区分について 第1条 保険期間の区分	193	11 契約内容の変更等について 第21条 保険料払込方法の変更 第22条 保険期間の変更 第23条 払済終身保険への変更 第24条 保険金額の減額	202
2 保障の開始について 第2条 責任開始の時	193	12 解約等について 第25条 保険契約の解約 第26条 返戻金 第27条 保険料の未経過分に相当する返還 第28条 保険金の受取人による保険契約の存続	203
3 保険金の支払いについて 第3条 保険金の支払い 第4条 免責事由	194 194	13 保険金の受取人および保険契約者について 第29条 会社への通知による保険金の受取人の変更 第30条 遺言による保険金の受取人の変更 第31条 保険金の受取人の死亡 第32条 保険契約者の権利義務の承継 第33条 保険契約者の代表者および保険金の受取人 の代表者	204 204 204 204 204
4 保険金の支払請求手続について 第5条 保険金の支払請求手続 第6条 保険金の支払時期	195 196	14 契約年齢の計算等について 第34条 契約年齢の計算 第35条 契約年齢の誤りの処理 第36条 性別の誤りの処理	205 205 205
5 保険金の支払方法の選択について 第7条 保険金の支払方法の選択	197	15 社員配当金（保険契約者への配当）について 第37条 社員配当金の割当ておよび支払い	205
6 保険料の払込みについて 第8条 保険料の払込み 第9条 保険料の払込方法（経路） 第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い 第11条 保険料の前納および予納	197 197 198 198	16 その他 第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行 第39条 保険契約者の住所の変更 第40条 契約内容の登録 第41条 時効 第42条 管轄裁判所	206 206 206 207 207
7 失効と復活について 第12条 保険契約の失効 第13条 保険契約の復活	198 199	別表1 対象となる不慮の事故	208
8 取消しと無効について 第14条 詐欺による取消し 第15条 不法取得目的による無効	199 199	別表2 感染症	209
9 告知義務と解除について 第16条 告知義務 第17条 告知義務違反による解除 第18条 告知義務違反による解除ができないとき 第19条 重大事由による解除	199 199 200 200	別表3 保険金の支払請求に必要な書類	209

5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険普通保険約款

(実施 2018.3.1／改正 2020.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	災害死亡または死亡に対する保障
保険金の種類	(1) 災害死亡保険金 (2) 死亡保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	第1保険期間は災害死亡を重点的に保障し、第2保険期間は災害を原因とするかによらず死亡を保障する。

1 保険期間の区分について

第1条 保険期間の区分

- 保険期間の区分は次のとおりとします。
 - 第1保険期間
保険契約の締結の際に、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者が指定した期間
 - 第2保険期間
第1保険期間の満了日の翌日からその日を含めて保険期間の満了日まで
- 保険契約者は、第1保険期間を指定することとし、契約成立日から起算します。
- 本条の2.により指定された第1保険期間の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第2条 責任開始の時

- この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第16条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第34条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

- 会社名
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- 受取人の氏名または名称
- 支払事由
- 保険期間
- 保険給付の額
- 保険料およびその払込方法
- 契約成立日
- 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

		支払事由（保険金を支払う場合）	金額	受取人
第1保険期間	災害死亡保険金	被保険者が、第1保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) 責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) 責任開始の時 ^{*1} 以後に発病した感染症（別表2★）を直接の原因として死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
	死亡保険金	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後第1保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金は支払いません	被保険者が死亡した日における責任準備金相当額	死亡保険金受取人
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が、責任開始の時 ^{*1} 以後第2保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人

- 保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表1（P.208参照）、別表2（P.209参照）

第3条 補足説明

* 1 責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）	
災 害 死 亡 保 険 金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第13条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の第2保険期間における自殺 (4) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 「地震、噴火または津波」によって災害死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、災害死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して保険金を支払わないとき	<p>① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。</p> <p>② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。</p>

4 保険金の支払請求手続について

第5条 保険金の支払請求手続

- 保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2

第5条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

契約形態	
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1) 保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）	
(2) 次のいずれかの書類	
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書	
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類	
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類	

★別表3 (P.209参照)

第6条 保険金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。
- 会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1. の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第17条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第19条）、詐欺（第14条）または不法取得目的（第15条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第19条（重大事由による解除）の1. - (4) - ①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

- 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
(2) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
(3) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. - (1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
(4) 本条の2. - (1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日

- 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
- 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取

第6条 補足説明

* 1 (1)から(4)に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

* 2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*3}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表3 (P.209参照)

5 保険金の支払方法の選択について

第7条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金^{*1}について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込みについて

第8条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の 払込方法 (回数)	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第2条）の応当日 ^{*1} （年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）までの期間 ^{*2}
(2) 半年払	契約成立日の応当日 ^{*1} （半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	
(3) 月払	契約成立日の応当日 ^{*1} （月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第9条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法^{*1}
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法^{*2}
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第8条）中に保険料が払い込まれなかつたとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第8条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第8条）中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>

第6条 補足説明

- * 3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第7条 補足説明

* 1 保険金

保険金とともに支払われる金額を含みます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

* 2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日^{*1}が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第9条 補足説明

* 1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

* 2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項目	内容
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第10条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第8条）の契約成立日（第2条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの保険契約が消滅したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。
2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第8条）までに、保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引いて支払います。

第11条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第8条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	<p>保険料の前納について、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。</p> <p>② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。</p> <p>③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。</p> <p>④ 保険料の前納金は、契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。</p>
(2) 月払契約における予納	<p>保険料の予納について、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。</p> <p>② 会社の定める率で保険料を割り引きます。</p>

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
- (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第10条 拡補説明

* 1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第11条 拡補説明

* 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

7 失効と復活について

第12条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第8条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第26条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第13条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第12条（保険契約の失効）または第20条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第16条）および告知義務違反による解除（第17条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第26条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2. 会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第20条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第13条 補足説明

* 1 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 取消しと無効について

第14条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第13条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第15条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第13条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に保険金を不法に取得させる目的

9 告知義務と解除について

第16条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第13条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第17条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第13条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

す。

2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金の支払いを行いません。
- (2) すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いを行います。
4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第17条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。
 - (1) この保険契約の締結または復活（第13条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第16条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第16条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) 責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第3条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第16条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第18条 條款説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 責任開始の日

第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第19条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かつて解除することができます。

- (1) 保険契約者または保険金の受取人が保険金を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつたとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金の支払事由（第3条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由が生じていたときは、その保険金の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金*1の支払いを行いません。
- (2) すでに保険金*1を支払っていたときは、その返還を請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第17条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 保険契約者に対する貸付について

第20条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第19条 補足説明

* 1 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第20条 補足説明

* 1 返戻金額

本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項目	内容
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 保険金が支払われるとき ② 保険金額が減額（第24条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

11 契約内容の変更等について

第21条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第8条（保険料の払込み）および第9条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第8条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第22条 保険期間の変更

この保険契約の保険期間の変更是取り扱いません。

第23条 払済終身保険への変更

1. 年払契約、半年払契約または月払契約の場合には、第2保険期間中に限り、保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済終身保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは取り扱いません。
2. 払済終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 払済終身保険に変更されたとき	払済終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第23条 補足説明

* 1 返戻金額

第20条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第24条 保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第25条）されたものとして取り扱います。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

12 解約等について

第25条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第26条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅^{*1}した場合で、保険料の未経過分に相当する返還金^{*2}があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 保険金の支払事由（第3条）または免責事由（第4条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第17条）または重大事由（第19条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第24条）または解約（第25条）されたとき

第28条 保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額^{*1}を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者と異なる者であること
3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第3条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

第27条 補足説明

* 1 消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

* 2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第8条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第28条 補足説明

* 1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第29条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第30条 遺言による保険金の受取人の変更

1. 第29条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第3条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の保険金の受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による保険金の受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条 保険金の受取人の死亡

1. 保険金の受取人が保険金の支払事由（第3条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第32条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 本条の1. の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条 保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1. の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

- 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
- 被保険者の契約後の年齢は、本条の1.に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15 社員配当金（保険契約者への配当）について

第37条 社員配当金の割当ておよび支払い

- 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日（第2条）の5年ごとの応当日*1が到来する保険契約	<p>① その5年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その5年ごと応当日*1の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。</p> <p>② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 保険金を支払うときは、その受取人に支払います。イ. 保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に第2保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。

第34条 補足説明

- * 1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

約

5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険

第37条 補足説明

- * 1 契約成立日の5年ごとの応当日

本条の1.において「5年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(3) 次の事業年度中に契約成立日および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日*1からその日を含めて1年を経過して、(2)および(3)以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1. の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第6条（保険金の支払時期）の1. の規定を準用します。

16 その他

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1. に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」→最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル：0120-714-532）となります。

第40条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約成立日*1（第2条）
 - (4) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることがあります。

第37条 補足説明

* 2 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第40条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第13条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金

災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

できます。

5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知つたときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第40条 補足説明

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第41条 時効

保険金（第3条）、返戻金（第26条）または社員配当金（第37条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第42条 管轄裁判所

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人^{*1}の住所地と同一の都道府県内にある支社^{*2}の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第42条 補足説明

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

* 2 同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

別表3 保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 災害死亡保険金の支払い	死亡保険金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。	
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。	

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色	211	9 内容の変更について	211
第14条 初期生活習慣病入院一時金額の減額	216		
1 保障の開始について	211	10 解約等について	217
第1条 特約の責任開始の時	211	第15条 特約の解約	217
2 一時金の支払いについて	211	第16条 特約の消滅	217
第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い	211	第17条 返戻金	217
3 一時金の支払請求手続について	213	11 その他	217
第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続	213	第18条 社員配当金	217
4 保険料の払込免除について	213	第19条 管轄裁判所	217
第4条 特約の保険料の払込免除	213	第20条 普通保険約款の規定の準用	217
5 保険期間および保険料払込期間について	213	12 特則について	217
第5条 特約の保険期間および保険料払込期間	213	第21条 特別条件を付ける場合の特則	217
6 保険料の払込みについて	213	第22条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則	219
第6条 特約の保険料の払込み	213	第23条 主契約が更新される場合の特則	219
第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	214	第24条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則	220
7 失効と復活について	214	第25条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則	220
第8条 特約の失効	214	222	
第9条 特約の復活	214	別表1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」	222
8 告知義務と解除について	214	別表2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類	223
第10条 告知義務	214	別表3 特定部位および指定疾患一覧表	223
第11条 告知義務違反による解除	214		
第12条 告知義務違反による解除ができないとき	215		
第13条 重大事由による解除	215		

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

(実施 2014.4.2／改正 2017.4.3)

この特約の特色	
目的・内容	初期生活習慣病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	初期生活習慣病入院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第10条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 一時金の支払いについて

第2条 初期生活習慣病入院一時金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期生活習慣病入院一時金をその受取人に支払います。

支払事由 (初期生活習慣病入院一時金を支払う場合)	金額	受取人
初期生活習慣病入院一時金 被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院 ^{*1} を開始したとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*2} 以後に発病した初期生活習慣病（別表1★）（以下「初期生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院 (2) (1)の初期生活習慣病の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所 ^{*3} への入院 (4) 入院日数が1日 ^{*4} 以上の入院	1回の入院につき、初期生活習慣病入院一時金額	主契約の入院給付金受取人

2. 初期生活習慣病入院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

特
約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

第2条 準定説明

* 1 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^{*3}に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第9条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

* 4 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

項目	内容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に生じた原因による入院をしたとき	<p>次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病によるものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① この特約の責任開始の日^{*5}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ② この特約の付加の際^{*6}に、会社が、告知（第10条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病によるものとみなしません。 ③ その原因について、この特約の責任開始の時^{*2}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病によるものとみなしません。
(2) 被保険者が、同一の初期生活習慣病 ^{*7} を直接の原因として、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	<p>「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 180日以下 「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ② 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3) 初期生活習慣病入院一時金の支払限度	<ul style="list-style-type: none"> ① 1回の入院について1回とします。 ② 通算して30回とします。
(4) 被保険者が、異なる初期生活習慣病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。
(5) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる初期生活習慣病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった初期生活習慣病により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾患についての不担保の特別条件（第21条）が適用されたことによって初期生活習慣病入院一時金が支払われない入院の開始時に異なる初期生活習慣病を併発していたとき、または入院中に異なる初期生活習慣病を併発したときは、併発した初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(6) 被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院中に、異なる初期生活習慣病を併発したとき	その期間が開始した日をもって初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7) 初期生活習慣病以外の事由を直接の原因とする入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
(8) 継続した入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。

第2条 補足説明

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

* 7 同一の初期生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいいます。「胆石性脾炎と胆石症」、「腎結石と尿管結石」または「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病として取り扱います。

項目	内容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があつたとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1 (P.222参照)

3 一時金の支払請求手続について

第3条 初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続

- 初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.223参照)

4 保険料の払込免除について

第4条 特約の保険料の払込免除

- 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第5条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第6条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第15条）されたものとします。

第7条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第8条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第9条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

第9条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第10条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結または復活（第9条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結または復活（第9条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保

険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第11条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結または復活（第9条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかつたとき
 - (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第12条 指定説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第13条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条 補足説明

* 1 一時金

この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険契約者または被保険者が一時金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に一時金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 一時金^{*1}の請求に関し、一時金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第4条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第11条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第14条 初期生活習慣病入院一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって初期生活習慣病入院一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の初期生活習慣病入院一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 初期生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第15条）されたものとして取り扱います。
- (2) 初期生活習慣病入院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

10 解約等について

第15条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第16条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払回数が通算して30回に達したとき

第17条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第18条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第19条 管轄裁判所

この特約における初期生活習慣病入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第21条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 初期生活習慣病入院一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）に該当し、初期生活習慣病入院一時金を支払うべきときは、初期生活習慣病入院一時金額に次の表の割合を乗じた金額

特
約

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

第21条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

第21条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する初期生活習慣病入院一時金は支払いません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第8条）は、第9条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第23条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第23条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第23条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾患についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾患についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾患についての不担保の条件は適用されません。

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア. 削減期間中は、第24条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約 ^{*2} には変更前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
(3) 特定部位または指定疾患についての不担保	<p>次のとおり変更を取り扱います。</p> <p>ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。</p> <p>イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。</p>

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表3 (P.223参照)

第22条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

第23条 主契約が更新される場合の特則

- 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
- この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<p>① 更新日の保険料率が適用されます。</p> <p>② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。</p>
(2) 更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<p>① 初期生活習慣病入院一時金の支払い(第2条)、保険料の払込免除(第4条)、告知義務違反による解除(第11条・第12条)、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第7条)および特約の消滅(第16条)に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日の特約が適用されます。</p>
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

- 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の初期生活習慣病入院

一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1. 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日^{*1}に保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
2. 保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約 ^{*2} の保険料	<p>① 変更日^{*1}の保険料率が適用されます。</p> <p>② 変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。</p>
(2) 変更後特約 ^{*2} の初期生活習慣病入院一時金額	変更前特約の保険期間満了日 ^{*3} の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約 ^{*2} の初期生活習慣病入院一時金額を変更することができます。
(3) 変更後特約 ^{*2} に変更されたとき	<p>① 変更後特約^{*2}の責任は変更日^{*1}から開始します。</p> <p>② 変更前特約は、変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 給付金の支払い（第2条）、保険料の払込免除（第4条）、告知義務違反による解除（第11条・第12条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第7条）および特約の消滅（第16条）に関する規定について、変更後特約^{*2}の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）変更後特約^{*2}の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>④ 変更日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後特約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(4) 変更日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)～③に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日^{*1}に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の初期生活習慣病入院一時金額について、変更前特約の保険期間満了日^{*3}の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日^{*1}として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日^{*1}の前日とします。

第25条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の

(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約^{*1}がある場合で、主契約と被指定契約^{*1}の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に初期生活習慣病入院一時金が支払われるべきときは、第2条（初期生活習慣病入院一時金の支払い）の2.-(9)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
(9) 初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を被指定契約 ^{*1} の死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第25条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1 初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」

初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

	傷病名	分類項目	基本分類コード
(1)	脾疾患	急性脾炎 その他の脾疾患 他に分類される疾患における胆のう（囊）、胆道および脾の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における脾の障害	K85 K86 K87.1
(2)	胆囊・胆管疾患	胆石症 胆のう（囊）炎 胆のう（囊）のその他の疾患 胆道のその他の疾患 他に分類される疾患における胆のう（囊）、胆道および脾の障害（K87）のうち、 他に分類される疾患における胆のう（囊）および胆道の障害 消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）のうち、 胆のう（囊）摘出（除）後症候群	K80 K81 K82 K83 K87.0 K91.5
(3)	脾疾患	脾疾患	D73
(4)	消化管潰瘍	食道のその他の疾患（K22）のうち、 食道潰瘍 胃潰瘍 十二指腸潰瘍 部位不明の消化性潰瘍 胃空腸潰瘍 クローン<Crohn>病【限局性腸炎】 潰瘍性大腸炎 肛門および直腸のその他の疾患（K62）のうち、 肛門および直腸の潰瘍（ただし、肛門は除く。） 腸のその他の疾患（K63）のうち、 腸潰瘍	K22.1 K25 K26 K27 K28 K50 K51 K62.6 K63.3
(5)	痛風	痛風 他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、 酵素欠損およびその他の遺伝性障害による痛風性関節障害 プリンおよびピリミジン代謝障害	M10 M14.0 E79
(6)	尿路結石	腎結石および尿管結石 下部尿路結石 他に分類される疾患における尿路結石	N20 N21 N22
(7)	特定動脈疾患	一過性脳虚血発作 一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
	末梢動脈疾患	アテローム（じゅく（粥）状）硬化（症）（I 70）のうち、 (四)肢の動脈のアテローム（じゅく（粥）状）硬化（症）（閉塞性動脈硬化症に限る。） 全身性および詳細不明のアテローム（じゅく（粥）状）硬化（症） (閉塞性動脈硬化症に限る。) 大動脈瘤および解離 その他の動脈瘤 その他の末梢血管疾患（I 73）のうち、 閉塞性血栓血管炎【ビュルガー<バージャー><Buerger>病】 動脈の塞栓症および血栓症 動脈および細動脈のその他の障害 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N28）のうち、 腎虚血および腎梗塞 腸の血行障害（K55）のうち、 腸の急性血行障害 腸の慢性血行障害	I 70.2 I 70.9 I 71 I 72 I 73.1 I 74 I 77 N28.0 K55.0 K55.1

別表2 初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
初期生活習慣病入院一時金の支払い	(1) 初期生活習慣病入院一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の戸籍抄本 (4) 初期生活習慣病入院一時金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。 (2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病	
1.	眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2.	鼻（副鼻腔を含む。）
3.	耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4.	口腔・歯・舌・頸下腺・耳下腺・舌下腺
5.	甲状腺
6.	咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7.	肺臓・胸膜・気管・気管支
8.	胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9.	肝臓・胆嚢・胆管
10.	脾臓
11.	盲腸（虫様突起を含む。）
12.	大腸・小腸
13.	直腸・肛門
14.	腎臓・尿管
15.	膀胱・尿道
16.	前立腺
17.	睾丸・副睾丸
18.	乳房（乳腺を含む。）
19.	子宮・卵巢・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20.	頸椎部（当該神経を含む。）
21.	胸椎部（当該神経を含む。）
22.	腰椎部（当該神経を含む。）
23.	右上肢（右肩関節部を含む。）
24.	左上肢（左肩関節部を含む。）
25.	右下肢（右股関節部を含む。）
26.	左下肢（左股関節部を含む。）
27.	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28.	鎖骨
29.	皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30.	妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31.	仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32.	食道
42.	顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43.	上顎骨・下顎骨・顎関節
44.	甲状腺・副甲状腺
45.	食道・胃・十二指腸
46.	食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47.	肝臓（肝内胆管を含む。）
48.	胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49.	脾臓
50.	腎臓・尿管・膀胱・尿道
51.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52.	子宮・卵巢・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53.	妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54.	頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病

55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

無配当7大疾病一時金特約(医療保険)(返戻金なし型) 目次

この特約の特色	226	9 告知義務と解除について	233
1 保障の開始について		第13条 告知義務	233
第1条 特約の保険期間開始の時	226	第14条 告知義務違反による解除	233
第2条 特約の責任開始の時	226	第15条 告知義務違反による解除ができないとき	233
第16条 重大事由による解除	234		
2 一時金の支払いについて		10 内容の変更について	234
第3条 7大疾病一時金の支払い	226	第17条 7大疾病一時金額の減額	234
3 7大疾病一時金の支払請求手続について		11 解約等について	235
第4条 7大疾病一時金の支払請求手続	230	第18条 特約の解約	235
4 保険料の払込免除について		第19条 特約の消滅	235
第5条 特約の保険料の払込免除	230	第20条 返戻金	235
5 保険期間および保険料払込期間について		12 その他	
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	230	第21条 社員配当金	235
6 保険料の払込みについて		第22条 管轄裁判所	235
第7条 特約の保険料の払込み	230	第23条 普通保険約款の規定の準用	235
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	231	13 特則について	
7 失効と復活について		第24条 特別条件を付ける場合の特則	235
第9条 特約の失効	231	第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険 契約への変更の際にこの特約を付加する場 合の特則	236
第10条 特約の復活	231	第26条 主契約が更新される場合の特則	236
8 無効について		第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更 される場合の特則	237
第11条 この特約のがん給付の責任開始の時前のが ん診断確定による無効	231	第28条 5年ごと利差配当付医療保険(返戻金なし 型)(2010)契約等に付加する場合の特則	238
第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のが ん診断確定の場合の特別取扱い	232	第29条 無配当生活習慣病保険(返戻金なし型)契 約に付加する場合の特則	238
別表1 1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物	240		
2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義	240		
3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定	240		
4. 新生物の形態の性状コード	240		
別表2 1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」	241		
2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義	242		
別表3 入院日数が1日以上の入院			242
別表4 1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等についての7大疾病一時 金の支払対象となる手術	242		
2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術	242		
3. 糖尿病性壞疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切斷術	242		
別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類			242
別表6 同一種類の臓器			243

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

(実施 2019.10.2)

この特約の特色	
目的・内容	7大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保障
給付金の種類	7大疾病一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、5年ごと利差配当付医療保険Ⅱ（返戻金なし型）（2011）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の保険期間開始の時

- この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
(1) 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第2条 特約の責任開始の時

この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
(1) 別表1★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第1条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
(2) 別表2★に定めるがん以外の7大疾病（以下「がん以外の7大疾病」といいます。）を直接の原因とする7大疾病一時金（以下「がん給付以外の給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第1条）

★別表1 (P.240参照)、別表2 (P.241参照)

第2条 補足説明

* 1 保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

* 2 保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

2 一時金の支払いについて

第3条 7大疾病一時金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、7大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して7大疾病一時金をその受取人に支払います。

支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金額	受取人
被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1) がん この特約の「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} 前にがんと診断確定（別表1★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} 以後保険期間中にがんと診断確定されたとき		
(2) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 急性心筋梗塞（別表2★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 拡張型心筋症（別表2★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ③ 狹心症（別表2★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
(3) 脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ① 脳卒中（別表2★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病的治療を直接の目的として入院日数が1日以上の入院（別表3★）を開始したとき、もしくは手術（別表4★）を受けたとき ② 脳動脈瘤（別表2★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		
(4) 慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、慢性腎不全（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 慢性腎臓病のステージ4またはステージ5（別表2★）（以下「慢性腎臓病」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病的治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		

第3条 補足説明

* 1 この特約の「がん給付」の責任開始の時
第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

* 2 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時
第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

	支払事由（7大疾病一時金を支払う場合）	金額	受取人
7 大 疾 病 一 時 金	(5) 肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、肝硬変（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 肝硬変（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤（別表2★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ③ その疾病的治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		
	(6) 糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、糖尿病（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① 糖尿病性網膜症（別表2★）と医師によって診断されたとき ② その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壞疽（別表2★）（以下「糖尿病合併症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	7大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	(7) 高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時 ^{*2} 以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表2★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ① その疾病により生じた大動脈瘤（別表2★）もしくは解離性大動脈瘤（別表2★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ② その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③ その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき		

2. 7大疾病一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
① 被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものです。	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものです。
② 被保険者が、同時に7大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	7大疾病一時金を重複して支払いません。

項目	内 容
③ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年内に新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金は支払いません。
④ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たに7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する7大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア. がんの場合 新たながん*3の診断確定であること イ. 急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中を新たに発病していること ウ. 脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤ 以下の支払事由に該当した場合の7大疾病一時金の支払限度 ア. 医師の診断による慢性腎臓病 イ. 医師の診断による肝硬変 ウ. 医師の診断による糖尿病性網膜症 エ. 医師の診断による大動脈瘤等 オ. 拡張型心筋症	保険期間を通じてそれぞれ1回とします。
⑥ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*3と診断確定されたもののみとして、7大疾病一時金を支払います。
⑦ 被保険者が、7大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*3の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*3と診断確定されたもののみとして、7大疾病一時金を支払います。
⑧ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2前に発病した「がん以外の7大疾病」を原因として、7大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この特約の付加の際*4に会社の承諾した範囲内で7大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反(第14条)があったときは、この限りではありません。

第3条 補足説明

* 3 新たながん

原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

* 4 この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項目	内 容
⑨ 7大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき7大疾病一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

[★別表1 (P.240参照)、別表2 (P.241参照)、別表3 (P.242参照)、別表4 (P.242参照)]

3 7大疾病一時金の支払請求手続について

第4条 7大疾病一時金の支払請求手続

1. 7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 7大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表5★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3. 本条の2. の規定にかかわらず、7大疾病一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、7大疾病一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

[★別表5 (P.242参照)]

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1. 主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による7大疾病一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 7大疾病一時金を支払うときは、未払保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払保険料に不足するときは、保険契約者は、未払保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

8 無効について

第11条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1. 被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかつた場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2. 本条の1. の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	<p>① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかつたときは、保険契約者に払い戻します。</p> <p>② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。</p>
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時 ^{*1} の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3. 本条の1. および2. の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする

第10条 補足説明

- * 1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第11条 補足説明

- * 1 この特約の「がん給付」の責任開始の時
第2条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

時までの保険料^{*2}とします。

4. 本条の3. の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
5. 本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6. 本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）の規定は適用しません。

第12条 この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1. 第11条（この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があつたときは、本条の2. に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

- (1) 被保険者が、この特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前にがんと診断確定されていたとき
- (2) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2. 特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

- (1) 第3条（7大疾病一時金の支払い）に規定する7大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
- (2) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間^{*2}中に診断確定されたがんについては、7大疾病一時金を支払いません。
- (3) 第3条（7大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表6★）に生じたがんについては、がん不担保期間^{*2}経過後でも7大疾病一時金を支払いません。

3. 本条の2. に規定する特別取扱いが適用されたこの特約が更新（第26条）されると、または保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
本条の2. -(2)の特別取扱い	<p>① 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間^{*2}が満了しているとき 更新後特約または変更後特約^{*3}には本条の2. -(2)の特別取扱いは適用されません。</p> <p>② 更新日または変更日の前日までにがん不担保期間^{*2}が満了していないとき 更新後特約または変更後特約^{*3}に残余のがん不担保期間^{*2}が引き継がれ、本条の2. -(2)の特別取扱いが引き続き適用されます。</p>
本条の2. -(3)の特別取扱い	更新後特約または変更後特約 ^{*3} には本条の2. -(3)の特別取扱いが引き続き適用されます。

4. 本条の1. から3. の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。
5. 保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始の時^{*4}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があつたときは、この特約の「がん給付」の責任開始の時^{*1}前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があつたものとみなします。

★別表6 (P.243参照)

第11条 補足説明

- * 2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第12条 補足説明

- * 1 この特約の「がん給付」の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

- * 2 がん不担保期間

この特約の保険期間開始の日からその日を含めて5年を経過する日までの期間をいいます。

- * 3 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

- * 4 主契約の「がん給付」の責任開始の時

普通保険約款の規定により、「がん給付」について会社がこの主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
- 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。
- 本条の2. の規定にかかわらず、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、7大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。
 - 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかつたとき
 - この特約の保険期間開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
- 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の保険期間開始の日

第1条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が一時金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に一時金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 一時金^{*1}の請求に関し、一時金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、7大疾病一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、7大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その7大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 7大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - (2) すでに7大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。
3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 7大疾病一時金額の減額

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって7大疾病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の7大疾病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 7大疾病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
 - (2) 7大疾病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第16条 補足説明

* 1 一時金

この特約の7大疾病一時金または保険料の払込免除をいいます。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1. 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の死亡給付金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 次の①および②のうち1つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の1年以内に7大疾病一時金が支払われたとき
 - ① 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
 - ② 第24条（特別条件を付ける場合の特則）の2.(2)および(3)に定めるこの特約の更新または終身変更が取扱われない場合

第20条 返戻金

1. この特約には返戻金はありません。
2. 主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における7大疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)および(2)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

特
約

無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

第24条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

(2) 7大疾病一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が7大疾病一時金の支払事由（第3条）に該当し、7大疾病一時金を支払うべきときは、7大疾病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第9条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	<p>ア. 削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。</p> <p>イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。</p>

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 7大疾病一時金の削減支払	<p>ア. 削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。</p> <p>イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた7大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。</p>

(4) 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第1条（特約の保険期間開始の時）および第2条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

1. 主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<p>① 更新日の保険料率が適用されます。</p> <p>② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。</p>

第24条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項目	内容
(2) 更新後特約の7大疾病一時金額	更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の7大疾病一時金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<p>① 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日の特約が適用されます。</p>
(4) 主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、更新後の7大疾病一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の7大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

- 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日^{*1}に保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。
- 保険期間が終身の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約 ^{*2} の保険料	<p>① 変更日^{*1}の保険料率が適用されます。</p> <p>② 変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。</p>
(2) 変更後特約 ^{*2} の7大疾病一時金額	変更前特約の保険期間満了日 ^{*3} の7大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約 ^{*2} の7大疾病一時金額を変更することができます。

第27条 補足説明

* 1 主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当7大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

* 3 保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日^{*1}として、保険期間が終身の特約に変更されるとときは、変更日^{*1}の前日とします。

項目	内 容
(3) 変更後特約 ^{*2} に変更されたとき	<p>① 変更後特約^{*2}の責任は変更日^{*1}から開始します。</p> <p>② 変更前特約は、変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 7大疾病一時金の支払い（第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約^{*2}の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）変更後特約^{*2}の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>④ 変更日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後特約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(4) 変更日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)～③に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

3. 本条の1. に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日^{*1}に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の2. の(1)から(3)の規定を準用します。ただし、変更後の7大疾病一時金額について、変更前特約の保険期間満了日^{*3}の7大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等^{*1}に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第1条の1. -(1)中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。
- (2) 被指定契約^{*2}がある場合で、主契約と被指定契約^{*2}の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えます。

項目	内 容
⑨ 7大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約 ^{*2} の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第28条 準補説明

* 1 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の(1)または(2)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約
- (2) 5年ごと利差配当付医療保険 L（返戻金なし型）（2011）契約

* 2 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第29条 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の(1)から(2)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約^{*1}がある場合で、主契約と被指定契約^{*1}の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に7大疾病一時金が支払われるべきときは、第3条（7大疾病一時金の支払い）の2. ⑨を次のとおり読み替えます。

項目	内容
⑨ 7大疾病一時金の支払 事由が生じ、支払うべき7大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき7大疾病一時金を被指定契約 ^{*1} の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第29条 補足説明

* 1 被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特
約

無配当7大疾病一時金特約(医療保険)(返戻金なし型)

別表1

1. 7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の	
その他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

2. 悪性新生物および上皮内新生物の定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. 悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
/2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3……悪性、原発部位
/6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2

1. 7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 狹心症	虚血性心疾患（I 20-I 25）のうち、 狭心症	I 20
	アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの	I 25.0
	アテローム硬化性心疾患	I 25.1
	陳旧性心筋梗塞	I 25.2
	無痛性心筋虚血	I 25.6
	その他の型の慢性虚血性心疾患	I 25.8
	慢性虚血性心疾患、詳細不明	I 25.9
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20-I 25）のうち、 急性心筋梗塞	I 21
	再発性心筋梗塞	I 22
拡張型心筋症	心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症	I 42.0
脳卒中	脳血管疾患（I 60-I 69）のうち、 <も膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63
(2) 脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非<未>破裂性	I 67.0
	脳動脈瘤、非<未>破裂性	I 67.1
	頸動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 72.0
	その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頸動脈、椎骨動脈）の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 72.5
	椎骨動脈の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	I 72.6
(3) 慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I 12.0
	慢性腎臓病	N18
慢性腎臓病	慢性腎臓病、ステージ4	N18.4
	慢性腎臓病、ステージ5	N18.5
(4) 肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
食道静脈瘤	食道静脈瘤	I 85
胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（I 86）のうち、 胃静脈瘤	I 86.4
糖尿病	糖尿病	E10-E14
(5) 糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10-I 15
大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうつ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のため冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表3 入院日数が1日以上の入院

次の1. から3. のすべてを満たすことを必要とします。

1. 入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表3－2.）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

2. 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

3. 入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表4

1. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての7大疾病一時金の支払対象となる手術

開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 糖尿病性網膜症についての7大疾病一時金の支払対象となる手術

網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3. 糖尿病性壞疽についての7大疾病一時金の支払対象となる切断術

手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 7大疾病一時金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
7大疾病一時金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> (1) 7大疾病一時金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
	<p>(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p> <p>(2) 一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。</p> <p>(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。</p>

別表6 同一種類の臓器

下表の1.～19.、29.および32.～41.に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2. 鼻（副鼻腔を含む。）
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4. 口腔・歯・舌・頸下腺・耳下腺・舌下腺
5. 甲状腺
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支
8. 胃・十二指腸
9. 肝臓・胆囊・胆管
10. 脾臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32. 食道
33. 胸腺・心臓・縦隔
34. 骨・関節・関節軟骨
35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36. 末梢神経・自律神経系
37. 後腹膜・腹膜
38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39. 體膜・脳・脳神経・脊髄
40. 副腎
41. 1.～19.、29.および32.～40.以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

無配当災害割増特約目次

この特約の特色	245	11 解約等について	255
1 保障の開始について		第20条 特約の解約	255
第1条 特約の責任開始の時	245	第21条 特約の消滅	255
第22条 返戻金	255		
2 保険金の支払いについて		12 被保険者の変更について	256
第2条 災害保険金の支払い	245	第23条 特約の被保険者の変更	256
第3条 免責事由	246		
3 保険金の支払請求手続について		13 その他	
第4条 災害保険金の支払請求手続	247	第24条 社員配当金	256
4 保険料の払込免除について		第25条 契約内容の登録	256
第5条 特約の保険料の払込免除	247	第26条 管轄裁判所	257
5 保険期間および保険料払込期間について		第27条 普通保険約款の規定の準用	257
第6条 特約の保険期間および保険料払込期間	248		
6 保険料の払込みについて		14 特則について	
第7条 特約の保険料の払込み	248	第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則	257
第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	248	第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	257
第9条 特約の保険料の振替貸付	248	第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	258
7 失効と復活について		第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	258
第10条 特約の失効	249	第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則	258
第11条 特約の復活	249	第33条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	259
8 告知義務と解除について		第34条 主契約が更新または変更される場合の特則	259
第12条 告知義務	249	第35条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則	259
第13条 告知義務違反による解除	249	第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	260
第14条 告知義務違反による解除ができないとき	250	第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	260
第15条 重大事由による解除	250	第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	260
9 内容の変更および更新について			
第16条 特約の更新	251		
第17条 災害保険金額の増額	254		
第18条 災害保険金額の減額	254		
10 復旧について			
第19条 特約の復旧	255		
別表1 対象となる不慮の事故	262		
別表2 対象となる高度障害状態	263		
別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類	263		
別表4 感染症	264		

無配当災害割増特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2020.7.2)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

- この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 災害保険金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

支払事由（災害保険金を支払う場合）	金額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として死亡したとき	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき (2) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因として高度障害状態（別表2★）になったとき	主契約の高度障害保険金受取人

第2条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

特
約

無配当災害割増特約

2. 災害保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) この特約の責任開始の時 ^{*1} 前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表2★）になったとき ② その障害状態に、この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に発病した感染症（別表4★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表2★）になったとき
(2) 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表2★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ① この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ② その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表1★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
(3) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」は支払いません。
(4) 災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼつて消滅します。

[★別表1 (P.262参照)、別表2 (P.263参照)、別表4 (P.264参照)]

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）	
災 害 保 険 金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険金の支払請求手続について

第4条 災害保険金の支払請求手続

- 災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類

- 災害保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
- 次のいずれかの書類
 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
 - 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
- 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3 (P.263参照)

4 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

- (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
- (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3. 第7条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

- 1. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料^{*1}の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

- 3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第7条 條款説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第9条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

- 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

第11条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

- 会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取

人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかつたとき
 - (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第14条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

第15条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に保険金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金^{*1}の請求に関し、保険金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不當に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害保険金^{*2}の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害保険金^{*2}を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

- 1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。
 - (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
 - (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日^{*2}前にあること
- 2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。
- 3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

* 2 災害保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第16条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項 目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	<p>① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。</p>

項目	内容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第8条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日^{*1}を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>(イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)～(2)にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>

項目	内容
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	<p>① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。</p>
(5) この特約が更新されたとき	<p>① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)-(2)の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。</p> <p>② 特約更新日*1の特約が適用されます。</p> <p>③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)-(1)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第17条 災害保険金額の増額

- 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
- 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第18条 災害保険金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第20条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第21条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

第22条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
- ② 解除または解約（第20条）されたとき
- ③ 第21条（特約の消滅）の(2)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の1.-(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の2.-(1)または(2)の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第23条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - (2) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第24条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第25条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約成立日^{*1}
 - (4) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約の申込み^{*4}を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金^{*3}のある保険契

第25条 補足説明

* 1 契約成立日
復活（第11条）または復旧（第19条）が行われたときは、最終の復活または復旧の日とします。

* 2 契約成立日から5年
契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

約または特約の申込み^{*4}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の承諾^{*5}の判断の参考とすることができます。

5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知つたときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約または普通定期保険契約に付加されている場合で、主契約の保険金額の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、本条の2. の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年^{*8}間を登録の期間とします。
10. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第25条 補足説明

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 8 主契約の保険金額の増額日から5年

主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合には、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第26条 管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第28条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等^{*1}に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
2. この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第5条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第28条 補足説明

- * 1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等
 - 次の(1)から(8)をいいます。
 - (1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
 - (3) 生存給付金付終身保険契約
 - (4) 有期払込高保障終身保険契約
 - (5) 有期払込普通終身保険契約
 - (6) 普通終身保険契約
 - (7) 有期払込終身保険契約
 - (8) 特別終身年金保険契約

第29条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第21条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第22条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第30条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (5) この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
 - ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
 - ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
 - ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
 - ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者
- (6) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (4) 第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第22条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第22条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1. この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

2. この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

〔第33条〕 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

〔第34条〕 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<p>① 保険金の支払い（第2条・第3条）、保険料の払込免除（第5条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第8条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>② 更新日の特約が適用されます。</p>
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

〔第35条〕 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

〔第33条〕 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1. の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等^{*1}について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。
 - (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること
2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第37条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（災害保険金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第21条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (3) 第22条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 「高度障害状態（別表2★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

第36条 補足説明

- * 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等
 - 次の(1)から(6)をいいます。
 - (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
 - (3) 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約
 - (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
 - (5) 普通定期保険契約
 - (6) 長期生活保障保険契約

第38条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が2人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。
- (3) (1)の規定により、(1)に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表3★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により、会社が災害保険金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 災害保険金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき¹は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

★別表2 (P.263参照)、別表3 (P.263参照)

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 対象となる高度障害状態

災害保険金支払の対象となる	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注3）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注4）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
(1)	会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
(2)	保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当傷害特約目次

この特約の特色	266	12 解約等について	276
1 保障の開始について		第21条 特約の解約	276
第1条 特約の責任開始の時	266	第22条 特約の消滅	276
第23条 返戻金	276		276
2 被保険者および特約の型について		13 被保険者の変更について	
第2条 この特約の被保険者および特約の型	266	第24条 特約の被保険者の変更	277
3 保険金等の支払いについて		14 その他	
第3条 保険金・給付金の支払い	266	第25条 社員配当金	277
第4条 免責事由	268	第26条 契約内容の登録	277
4 保険金等の支払請求手続について		第27条 管轄裁判所	278
第5条 保険金・給付金の支払請求手続	268	第28条 普通保険約款の規定の準用	278
5 保険料の払込免除について		15 特則について	
第6条 特約の保険料の払込免除	269	第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則	278
6 保険期間および保険料払込期間について		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	278
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	269	第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	279
7 保険料の払込みについて		第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	280
第8条 特約の保険料の払込み	269	第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則	280
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	270	第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則	280
第10条 特約の保険料の振替貸付	270	第35条 主契約が更新または変更される場合の特則	281
8 失効と復活について		第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則	281
第11条 特約の失効	270	第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則	282
第12条 特約の復活	270	第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	282
9 告知義務と解除について		第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	282
第13条 告知義務	271	第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則	283
第14条 告知義務違反による解除	271		
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	271		
第16条 重大事由による解除	272		
10 内容の変更および更新について			
第17条 特約の更新	273		
第18条 災害保険金額の増額	275		
第19条 災害保険金額の減額	275		
11 復旧について			
第20条 特約の復旧	276		
別表1 対象となる不慮の事故	286		
別表2 給付割合表	287		
別表3 身体の同一部位	289		
別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類	289		
別表5 感染症	290		

無配当傷害特約

(実施 1996.10.2／改正 2020.7.2)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	(1) 災害保険金 (2) 障害給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 保険金等の支払いについて

第3条 保険金・給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき (1) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき (2) この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*1} 以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	(1) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 (2) 身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目 ^{*2} ごとに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金について

項目	内容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

(2) 障害給付金について

項目	内容
① すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア. の給付割合からイ. の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア. すでにあった身体障害 ^{*3} を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ. すでにあった身体障害 ^{*3} の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
② 被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア. この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ. その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条 補足説明

* 1 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 2 その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

* 3 すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時^{*1}前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時^{*1}前の原因によりこの特約の責任開始の時^{*1}以後に生じた身体障害」を含みます。

項目	内容
③ 障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④ 災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤ 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

[★別表1 (P.286参照)、別表2 (P.287参照)、別表3 (P.289参照)、別表5 (P.290参照)]

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）	
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失 (4) 被保険者の犯罪行為 (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 災害保険金の受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 保険金等の支払請求手続について

第5条 保険金・給付金の支払請求手続

- 保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

- 4★) をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*1}として被保険者または死亡退職金等^{*1}の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等^{*1}の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体 ^{*2}
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体 ^{*2}
被保険者	当該団体 ^{*2} から給与の支払いを受ける従業員

必要書類	
(1)	保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表4★）
(2)	次のいずれかの書類 ① 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者の請求内容確認書 ② 被保険者または死亡退職金等 ^{*1} の受給者に死亡退職金等 ^{*1} を支払ったことを証明する書類
(3)	死亡退職金等 ^{*1} の受給者本人であることを当該団体 ^{*2} が確認した書類

★別表4 (P.289参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

第5条 補足説明

* 1 死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

* 2 官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料¹の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

- (1) 払込期間満了後保険料¹は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料¹は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活¹の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活¹の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活¹を承諾したときは、普通保険約款の復活¹の規定を準用して、この特約の復活¹の取扱いをします。

第8条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
 - すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。
- 本条の2. の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。
 - 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
 - (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

- 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

特

約

無配当傷害特約

- (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき

2. 本条の1. -(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に保険金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金^{*1}の請求に関し、保険金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であつて、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関する点では、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

第16条 補足説明

* 1 保険金

この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

* 2 保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第17条 補足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項目	内容
(2) 更新後特約の第1回 保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>（ア）主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日^{*1}を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>（イ）主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)–(2)にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>（ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>（イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>
(3) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。

項目	内容
(4) 更新後特約の保険期間	① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
(5) この特約が更新されたとき	① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)-(2)の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 特約更新日*1の特約が適用されます。 ③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)-(1)に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条 災害保険金額の増額

- 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
- 災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条 災害保険金額の減額

- 保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- 災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
- (2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 復旧について

第20条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
- (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第21条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者

に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- ② 解除または解約（第21条）されたとき
- ③ 第22条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

- (2) 本条の(1)の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の1.-(4)の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の2.-(1)または(2)の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の(1)の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。
- (3) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- (4) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付定期保険契約または生存給付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - (2) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 死亡保険金の金額
 - (3) 契約成立日^{*1}
 - (4) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約の申込み^{*4}を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金^{*3}のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連

第26条 補足説明

* 1 契約成立日
復活（第12条）または復旧（第20条）が行われたときは、最終の復活または復旧の日とします。

* 2 契約成立日から5年
契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

* 4 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

絡を受けます。

4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の申込み^{*4}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金^{*3}のある保険契約または特約の承諾^{*5}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*6}から5年^{*7}以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*5}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. この特約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約または普通定期保険契約に付加されている場合で、主契約の保険金額の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、本条の2. の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から5年^{*8}間を登録の期間とします。
10. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第26条 補足説明

* 5 承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

* 6 契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 7 契約成立日から5年

契約成立日^{*6}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*6}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 8 主契約の保険金額の増額日から5年

主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合には、主契約の保険金額の増額日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第27条 管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第29条 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付普通終身保険契約等^{*1}に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
2. この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通終身保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
- (3) 生存給付金付終身保険契約
- (4) 有期払込高保障終身保険契約
- (5) 有期払込普通終身保険契約
- (6) 普通終身保険契約
- (7) 有期払込終身保険契約
- (8) 特別終身年金保険契約

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-(5)中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第22条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-(5)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
⑤ 障害給付金の支払事由 が生じ、支払うべき障 害給付金がある場合で、 その支払前に第1被保 険者の死亡による主契 約の死亡見舞金または 死亡保険金の支払請求 があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第2被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第1被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (5) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第13条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (7) 第1被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

- ① 主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
- ② 主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第2被保険者
- ③ 主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第1被保険者
- ④ 主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第1被保険者

- (8) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
 - (3) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-(5)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
(5) 障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
- (5) 第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の額度を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1. この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
 - (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。
2. この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

第34条 補足説明

- * 1 この特約の第1回保険料を受け取った時
主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第35条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<ul style="list-style-type: none">① 保険金・給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<ul style="list-style-type: none">① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1. の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等^{*1}について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第37条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
- (5) 普通定期保険契約
- (6) 長期生活保障保険契約

第38条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次とおり読み替えます。

- (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の1. 中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-(5)中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (3) 第22条（特約の消滅）の(1)を次とおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (4) 第23条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 被保険者が給付割合表（別表2★）に定める第1級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

- ① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族に限ります。
- ② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

- (2) (1)の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が2人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。

第39条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

- ① 被保険者と(1)に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② (1)に定める代理人の印鑑証明書
- ③ (1)に定める代理人の住民票
- ④ 被保険者または(1)に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

- (4) (1)の規定により会社が障害給付金を(1)に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 保険金または給付金を支払うための確認に際し、(1)に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき^{*1}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表2 (P.287参照)、別表4 (P.289参照)

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

- 1. この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
 - (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
- 2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）^{*1}」と読み替えます。
 - ② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。
 - ③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

- (2) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。

特

約

無配当
傷害
特約

第40条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となつた日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (4)から(8)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 - ア. この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき
 - イ. この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1ヶ月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の6割以下であること

5. 更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6. 第3条（保険金・給付金の支払い）の2. -(2)-⑤、第6条（特約の保険料の払込免除）および第22条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（保険金・給付金の支払請求手続）の2. および3. については、必要書類（別表4★）を次の(1)および(2)のとおり読み替えて準用します。

- (1) 「1. 災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

- (1) 災害保険金支払請求書
- (2) 不慮の事故（別表1★）であることを証明する書類
- (3) 会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書
- (4) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本
- (5) 災害保険金の受取人の印鑑証明書
- (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(2) 「2. 障害給付金の支払い」の必要書類中、「(4)障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(4)主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表1 (P.286参照)、別表4 (P.289参照)

特
約

無配当傷害特約

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 納付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 兩眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたは兩上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたは兩下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 兩耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 兩眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 兩耳の聴力を著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

特約無配当傷害特約

別表

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。

(3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準する程度の飲食物以外のものはとることができます、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

(3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

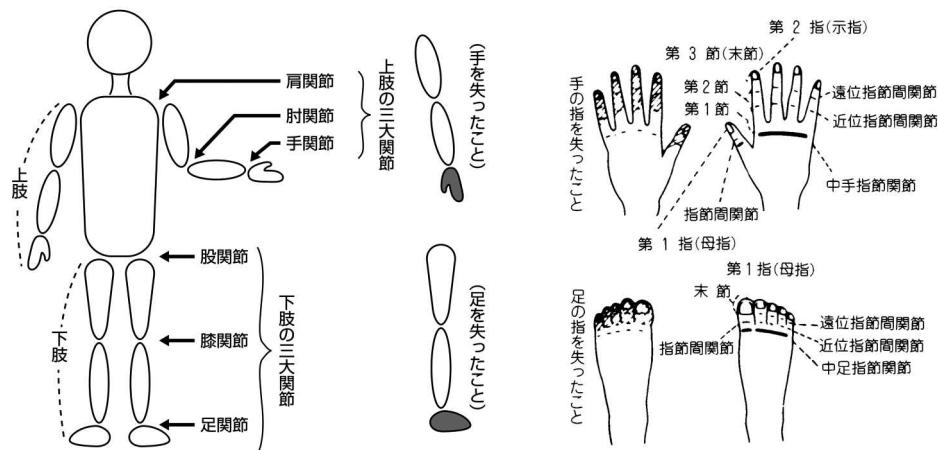
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) [別表2] の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
 (2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当災害入院特約目次

この特約の特色	292	12 解約等について	304
1 保障の開始について		第22条 特約の解約	304
第1条 特約の責任開始の時	292	第23条 特約の消滅	304
2 被保険者および特約の型について		第24条 返戻金	304
第2条 この特約の被保険者および特約の型	292	13 被保険者の変更について	305
3 給付金の支払いについて		第25条 特約の被保険者の変更	305
第3条 災害入院給付金の支払い	292	14 その他	
第4条 免責事由	295	第26条 社員配当金	305
4 給付金の支払請求手続について		第27条 契約内容の登録	305
第5条 災害入院給付金の支払請求手続	295	第28条 管轄裁判所	306
5 保険料の払込免除について		第29条 普通保険約款の規定の準用	306
第6条 特約の保険料の払込免除	295	15 特則について	
6 保険期間および保険料払込期間について		第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	306
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	296	第31条 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付 加する場合の特則	306
7 保険料の払込みについて		第32条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場 合の特則	307
第8条 特約の保険料の払込み	296	第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	307
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	296	第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	307
第10条 特約の保険料の振替貸付	296	第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	308
8 失効と復活について		第36条 变額保険（終身型）契約または变額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	308
第11条 特約の失効	297	第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	309
第12条 特約の復活	297	第38条 主契約が更新または変更される場合の特則	309
9 告知義務と解除について		第39条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	309
第13条 告知義務	297	第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	310
第14条 告知義務違反による解除	297	第41条 災害入院特約等からこの特約に変更する場 合の特則	310
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	298	第42条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場合 の特則	310
第16条 重大事由による解除	298		
10 内容の変更および更新等について			
第17条 特約の更新	299		
第18条 保険期間が終身の特約への変更	301		
第19条 災害入院給付金日額の増額	303		
第20条 災害入院給付金日額の減額	303		
11 復旧について			
第21条 特約の復旧	304		
別表1 対象となる不慮の事故			313
別表2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類			313

特
約

無配当災害入院特約

無配当災害入院特約

(実施 1996.10.2／改正 2017.4.3)

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による所定の入院に対する保障
給付金の種類	災害入院給付金
配当タイプ	無配当

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 災害入院給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害入院給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (災害入院給付金を支払う場合)	金額	受取人
災害入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院^{*1}をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始の時^{*2}以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を直接の目的とする入院</p> <p>(2) (1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院</p> <p>(3) 病院または診療所^{*3}への入院</p> <p>(4) 入院日数が5日以上の継続した入院</p>	<p>同一の不慮の事故（別表1★）による1回の入院につき、 (災害入院給付金額) × (入院日数 - 入院開始日 からその日を含めての4日)</p>	主契約の高度障害保険金受取人

2. 災害入院給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、この特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき	
(2) 被保険者が、同一の不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する5日以上の入院を2回以上したとき	1回の入院とみなします。ただし、その原因となつた不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
(3) 被保険者が、同一の不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、転入院または再入院したとき	<p>次のとおり取り扱います。</p> <p>① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。</p> <p>② この特約の保険期間満了^{*4}後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。</p>
(4) 災害入院給付金の支払限度日数	<p>① 同一の不慮の事故（別表1★）による1回の入院について120日とします。</p> <p>② 通算して700日とします。</p>

第3条 補足説明

* 1 入院

医師Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*3}に入り、常に医師Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A : 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B : 柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所A
- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A : 四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 4 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅を含みます。

項目	内 容
(5) 被保険者が、2以上の不慮の事故（別表1★）による傷害により入院したとき	「入院開始の直接の原因となった不慮の事故*5（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金を支払い、「主たる不慮の事故*5以外の不慮の事故*6（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に「主たる不慮の事故*5（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、次のとおり取り扱います。 ① 「異なる不慮の事故*6（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金を支払います。 ② ①の場合、「異なる不慮の事故*6（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金の支払金額は、本条の1. の支払金額に関する規定にかかわらず、「主たる不慮の事故*5（別表1★）による傷害に対する災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。」
(6) 主契約に無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が付加されている場合で、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）により疾病入院給付金が支払われる入院中に、不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき	災害入院給付金の支払金額は、本条の1. の支払金額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。 ① 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき 不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額 ② 疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故（別表1★）による傷害の治療を開始したとき 疾病*7の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額
(7) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金日額が減額（第20条）されたとき	災害入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する災害入院給付金の支払金額は、減額後の災害入院給付金日額に基づいて計算します。
(8) 災害入院給付金が支払われるべき入院中に、災害入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する災害入院給付金は、変更後の受取人に支払います。
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 5 入院開始の直接の原因となつた不慮の事故
本条の2. -(5)において「主たる不慮の事故」といいます。

* 6 主たる不慮の事故以外の不慮の事故
本条の2. -(5)において「異なる不慮の事故」といいます。

* 7 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）に規定する疾病
本条の2. -(6)において「疾病」といいます。

第4条 免責事由

1. 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害入院給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
災害入院給付金	<p>支払事由が次のいずれかによるとき</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保険契約者の故意または重大な過失(2) 被保険者の故意または重大な過失(3) 被保険者の犯罪行為(4) 被保険者の精神障害を原因とする事故(5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故(6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故(7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故(8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの^{*1}（原因の如何を問いません。）(9) 地震、噴火または津波(10) 戦争その他の変乱

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害入院給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないとときは、その程度に応じ、災害入院給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 災害入院給付金の支払請求手続

- 災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 災害入院給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.313参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

<p>(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。</p> <p>(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>

- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

特
約

無配当災害入院特約

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料^{*1}の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。
 - (1) 払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害入院給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

- 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

- 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、災害入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
- 告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

- この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、災害入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または災害入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
- 会社は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 本条の2. の規定にかかわらず、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

特
約

無配当災害入院特約

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、災害入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかつたとき
 - (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1.-(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金^{*1}の請求に関し、給付金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、災害入院給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害入院給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 災害入院給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに災害入院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日^{*2}前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 特約更新日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 拡足説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項目	内容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日^{*1}を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>(イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)～(2)にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>

項目	内容
(3) 更新後特約の災害入院給付金日額	<p>① 更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。</p> <p>② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等^{*3}が更新されないときまたは5年ごと利差配当付過減定期保険特約もしくは過減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第20条（災害入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。</p>
(4) 更新後特約の保険期間	<p>① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることあります。</p>
(5) この特約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)-(2)の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。</p> <p>（注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 特約更新日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 特約更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日^{*1}に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)-(1)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第18条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日^{*1}に、この特約を保険期間が終身の無配当災害入院特約に変更することができます。

第17条 補足説明

- * 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等
 - 次の(1)から(13)をいいます。
 - (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
 - (3) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
 - (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
 - (5) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
 - (6) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
 - (7) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
 - (8) 定期保険特約
 - (9) 生存給付金付定期保険特約
 - (10) 養老保険増額特約
 - (11) 長期生活保障特約
 - (12) 特定疾病保障定期保険特約
 - (13) 介護・特定疾病定期保険特約

第18条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日
 - 本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
 - (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当災害入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 変更後特約 ^{*2} の保険料	特約変更日 ^{*1} の保険料率が適用されます。
(2) 変更後特約 ^{*2} の第1回 保険料の払込み	<p>① 特約変更日^{*1}が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約^{*2}の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>（ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>（イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>② 特約変更日^{*1}が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日^{*1}以後変更後特約^{*2}の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。</p> <p>ア. 変更後特約^{*2}の給付金の支払事由（第3条・第4条）</p> <p>イ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込免除事由（第6条）</p> <p>ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由</p> <p>エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由</p> <p>④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。</p>

第18条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当災害入院特約をいいます。

項目	内容
(3) 変更後特約 ^{*2} の災害入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の変更前特約の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約 ^{*2} の災害入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約 ^{*2} に変更されたとき	<p>① 変更後特約^{*2}の責任は特約変更日^{*1}から開始します。</p> <p>② 変更前特約は特約変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、変更後特約^{*2}の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 変更後特約^{*2}の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>④ 特約変更日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後特約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(5) 特約変更日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)①-③に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第18条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日
次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第19条 災害入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 災害入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 災害入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 災害入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって災害入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約の保険金額^{*1}の減額または主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の短縮による主契約の保険金額^{*1}の減額により減額後の主契約の保険金額^{*1}に対する災害入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
3. 災害入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

第20条 補足説明

* 1 主契約の保険金額
社員配当金により増額された保険金額は含みません。また、被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第24条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 災害入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
 - (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (4) この特約による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 補足説明

- * 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

 - (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
 - (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
 - (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
 - (4) 年金移行特約
 - (5) 夫婦年金移行特約
 - (6) 介護保障移行特約

- * 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

 - (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
 - (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
 - (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
 - (4) 年金移行特約
 - (5) 夫婦年金移行特約
 - (6) 介護保障移行特約
 - (7) 個人年金保険介護年金特約

第24条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

(1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- ① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- ② 解除または解約（第22条）されたとき
- ③ 第23条（特約の消滅）の(2)または(4)の規定により消滅したとき

(2) 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

(3) この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付定期保険契約または生存給付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - (2) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約成立日^{*1}
 - (5) 当会社名
2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾^{*4}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内に入院給付金の請求を受け

第27条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第12条）、復旧（第21条）、入院給付金の日額の増額（第19条）または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 申込み

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 4 承諾

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

- たときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*4}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
 7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
 8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
 9. 本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第28条 管轄裁判所

この特約における災害入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第30条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(9)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれ各自読み替えます。
- (4) 第20条（災害入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額^{*1}の減額または主契約の年金の種類、年金支払期間もしくは保険期間の変更による主契約の年金額^{*1}の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
(1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (6) 第24条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (7) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第30条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第31条 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付加するときは、第20条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

第32条 有期払込高保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を有期払込高保障終身保険契約に付加するときは、第20条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基準保険金額」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(1)-(2)を次のとおり読み替えます。

② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(9)を次のとおり読み替えます。

項目	内 容
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. -(2)-(2)を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡しましたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(5)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第42条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第13条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。

- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(7)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（災害入院給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(9)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
(9) 災害入院給付金の支払事由が生じ、支払うべき災害入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき災害入院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第20条（災害入院給付金日額の減額）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 主契約の年金額*1の減額または主契約の年金支払開始日の前日の年金の種類、年金の型、年金支払開始日、年金支払期間もしくは保険料払込期間の変更による主契約の年金額*1の減額により災害入院給付金日額が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで災害入院給付金日額を減額します。
- (5) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第35条 補足説明

* 1 主契約の年金額

被保険者の普通死亡を支払事由とする会社の定める特約の保険金額等を含みます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第20条（災害入院給付金日額の減額）中、「主契約の保険金額」とあるのをすべて「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (3) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

第38条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
(2) 更新後特約の災害入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日の特約が適用されます。</p>
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)-①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第39条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年

第37条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

特

約

無配当災害入院特約

金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1. の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第40条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等^{*1}について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による災害入院給付金日額がこの特約による災害入院給付金日額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第41条 災害入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

1. 会社が保険契約者の請求による災害入院特約等^{*1}からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。

- (1) 被保険者に関する告知を受けた時
- (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時

2. 変更前特約^{*1}により支払われた災害入院給付金の支払日数は、この特約の災害入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。

3. この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1. の変更是行われなかったものとし、変更前特約^{*1}とこの特約の保険料の差額その他について精算します。

- (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
- (2) この特約の責任開始の時^{*2}前に原因が生じていたことにより、この特約による災害入院給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合

4. 変更前特約^{*1}に生じた解除の原因是、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第42条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約の被保険者と/orすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

(2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子

第40条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

第41条 補足説明

* 1 災害入院特約等

次の(1)から(6)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。

- (1) 災害入院特約
- (2) 災害入院特約（52）
- (3) 災害入院特約（56）
- (4) 災害入院特約（60）
- (5) 災害入院特約（62）
- (6) 災害入院特約（05）

* 2 この特約の責任開始の時

本条の1. の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.-(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.-(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の災害入院給付金の支払いに関して、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（災害入院給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
 ② 「災害入院給付金日額」とあるのをすべて「災害入院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- ① この特約の保険期間が満了したとき
 ② 主契約の被保険者が死亡しましたは普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(5)の規定により、この特約が消滅したとき
 ③ この特約による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(4)の規定によりこの特約が消滅したとき
 ④ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなりたとき
- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
 ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)および(2)のとおり変更を取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。
- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
 ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
 ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときまたはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
 ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第42条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による災害入院給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の災害入院給付金日額がこの特約の災害入院給付金日額の6割以下であること

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、災害入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6. 第3条（災害入院給付金の支払い）の2. -(1)および(9)、第6条（特約の保険料の払込免除）ならびに第23条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（災害入院給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(5) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(5) 主契約の被保険者の戸籍謄本および災害入院給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2 (P.313参照)

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

特約

無配当災害入院特約

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 災害入院給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
災害入院給付金の支払い	(1) 災害入院給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (5) 災害入院給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 災害入院給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表

無配当手術給付金付疾病入院特約目次

この特約の特色	315	12 解約等について	329
1 保障の開始について		第22条 特約の解約	329
第1条 特約の責任開始の時	315	第23条 特約の消滅	329
2 被保険者および特約の型について		第24条 返戻金	329
第2条 この特約の被保険者および特約の型	315		
3 給付金の支払いについて		13 被保険者の変更について	330
第3条 給付金の支払い	315	第25条 特約の被保険者の変更	330
第4条 免責事由	319		
4 給付金の支払請求手続について		14 その他	
第5条 給付金の支払請求手続	320	第26条 社員配当金	330
5 保険料の払込免除について		第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	330
第6条 特約の保険料の払込免除	320	第28条 契約内容の登録	330
6 保険期間および保険料払込期間について		第29条 管轄裁判所	331
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	321	第30条 普通保険契約の規定の準用	331
7 保険料の払込みについて		15 特則について	
第8条 特約の保険料の払込み	321	第31条 特別条件を付ける場合の特則	331
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	321	第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	333
第10条 特約の保険料の振替貸付	321	第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	333
8 失効と復活について		第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	333
第11条 特約の失効	322	第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	334
第12条 特約の復活	322	第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	335
9 告知義務と解除について		第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主 契約に付加する場合の特則	335
第13条 告知義務	322	第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	335
第14条 告知義務違反による解除	322	第39条 主契約が更新または変更される場合の特則	335
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	323	第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	336
第16条 重大事由による解除	323	第41条 手術給付金付疾病入院特約等からこの特約 に変更する場合の特則	337
10 内容の変更および更新等について		第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	337
第17条 特約の更新	324	第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	337
第18条 保険期間が終身の特約への変更	326		
第19条 疾病入院給付金日額の増額	328		
第20条 疾病入院給付金日額の減額	328		
11 復旧について			
第21条 特約の復旧	329		
別表1 手術給付倍率表			340
別表2 給付金の支払請求に必要な書類			342
別表3 特定部位および指定疾病一覧表			343
別表4 感染症			344

無配当手術給付金付疾病入院特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2020.7.2)

この特約の特色	
目的・内容	病気による所定の入院や、病気・けがによる所定の手術に対する保障
給付金の種類	(1) 疾病入院給付金 (2) 手術給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2. 本条の1.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

特
約

無配当手術給付金付疾病入院特約

	支払事由（給付金を支払う場合）	金額	受取人
疾病入院給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院^{*1}をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始の時^{*2}以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疾病^{*3} ② 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院に限ります。） ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 <p>(2) (1)の疾病^{*3}または傷害の治療を直接の目的とする入院</p> <p>(3) 病院または診療所^{*4}への入院</p> <p>(4) 入院日数が5日以上の継続した入院</p>	<p>1回の入院につき、 (疾病入院給付金日額) × (入院日数 - 入院開始日) からその日を含めての4日</p>	主契約の高度障害保険金受取人
手術給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始の時^{*2}以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする手術</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 疾病^{*3} ② 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害 ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害 <p>(2) (1)の疾病^{*3}または傷害の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(3) 病院または診療所^{*4}における手術</p> <p>(4) 別表1★に定める手術</p>	<p>手術1回につき、 (疾病入院給付金日額) × 手術の種類に応じた給付倍率 (10・20・40倍) (別表1★)</p>	

2. 給付金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があつたとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

第3条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

(2) 疾病入院給付金について

項目	内 容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に生じた「疾病 ^{*3} 」、「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする入院をしたとき	<p>次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなします。</p> <p>ア. この特約の責任開始の日^{*5}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この特約の付加の際^{*6}に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時^{*2}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなしません。</p>
② 被保険者が、この特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ア. この特約の保険期間が満了したとき イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ウ. 無配当災害入院特約または災害入院特約(06)による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。

診療所^A

(2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）、疾病入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分とします）。

特
約

無配当手術給付金付疾病入院特約

項目	内容
③ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する5日以上の入院を2回以上したとき	「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「疾病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、「同一の疾病*7」、「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故による傷害」または「同一の無配当災害入院特約または災害入院特約(06)に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. この特約の保険期間満了*8後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア.に準じて取り扱います。
⑤ 疾病入院給付金の支払限度日数	ア. 1回の入院について120日とします。 イ. 通算して700日とします。
⑥ 被保険者が、異なる疾病*3を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1.の規定を適用します。
⑦ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる疾病*3を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった疾病*3により継続して入院したものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾患についての不担保の特別条件(第31条)が適用される入院の開始時に異なる疾病*3を併発していたときは、または入院中に異なる疾病*3を併発したときは、併発した疾病*3の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その疾病*3の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧ 被保険者が、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる疾病*3を併発したとき	無配当災害入院特約または災害入院特約(06)により災害入院給付金が支払われる入院の部分に対しては疾病入院給付金は支払いません。
⑨ 疾病入院給付金の支払事由が生じた場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約(06)により災害入院給付金が支払われるとき	

第3条 補足説明

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

* 8 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および無配当災害入院特約または災害入院特約(06)による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項目	内容
⑩ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病*3の治療を開始した場合で、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了したとき	疾病入院給付金の支払金額は、本条の1. の支払金額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に疾病入院給付金日額を乗じた金額とします。
⑪ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金日額が減額（第20条）されたとき	疾病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する疾病入院給付金の支払金額は、減額後の疾病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑫ 疾病入院給付金が支払われるべき入院中に、疾病入院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する疾病入院給付金は、変更後の受取人に支払います。

(3) 手術給付金について

項目	内容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた「疾病*3」、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故による傷害」または「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）に規定する不慮の事故以外の外因による傷害」を原因とする手術を受けたとき	<p>次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなします。</p> <p>ア. この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けた場合</p> <p>イ. この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかつたこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかつた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。</p> <p>ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*3によるものとみなしません。</p>
② 被保険者が、同時期に2種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術を受けたとき	<p>ア. いずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。</p> <p>イ. ア. の場合、それぞれの手術の種類に応じた給付倍率（別表1★）のうち、もっとも高い給付倍率によって計算した金額を支払います。</p>

★別表1 (P.340参照)

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）	
疾病入院給付金・手術給付金	<p>支払事由が次のいずれかによるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、疾病入院給付金または手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

- 給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.342参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
- この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
- 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

- この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
- 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料^{*1}の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。
 - 払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
- この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
- 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- 給付金を支払うときは、未払保険料を差し引いて支払います。
- (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払保険料に不足するときは、保険契約者は、未払保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

特
約

無配当手術給付金付疾病入院特約

8 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、疾病入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、疾病入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって告知（第13条）を行う際に、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または疾病入院給付金日額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、疾病入院給付金日額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかつたとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかつたとき
 - (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1.-(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金^{*1}の請求に関し、給付金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または被保険者の変更の日とします。

特
約

無配当手術給付金付疾病入院特約

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日^{*2}前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-(2)の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 特約更新日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 指定説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項目	内容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日^{*1}を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>(イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)～(3)にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>

項目	内容
(3) 更新後特約の疾病入院給付金日額	<p>① 更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。</p> <p>② この特約の更新の際に主契約に付加された5年ごと利差配当付定期保険特約等^{*3}が更新されないときまたは5年ごと利差配当付遞減定期保険特約もしくは遞減定期保険特約の更新もしくは5年ごと利差配当付定期保険特約もしくは定期保険特約への変更が行われないときは、第20条（疾病入院給付金日額の減額）の2.の規定を準用して取り扱います。</p>
(4) 更新後特約の保険期間	<p>① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることあります。</p>
(5) この特約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)-(3)の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。</p> <p>（注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 特約更新日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 特約更新日 ^{*1} の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日^{*1}に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)-(1)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第17条 補足説明

- * 3 5年ごと利差配当付定期保険特約等
 - 次の(1)から(13)をいいます。
 - (1) 5年ごと利差配当付定期保険特約
 - (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
 - (3) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
 - (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
 - (5) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
 - (6) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
 - (7) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約
 - (8) 定期保険特約
 - (9) 生存給付金付定期保険特約
 - (10) 養老保険増額特約
 - (11) 長期生活保障特約
 - (12) 特定疾病保障定期保険特約
 - (13) 介護・特定疾病定期保険特約

第18条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日
 - 本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。
 - (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
 - (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第18条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日^{*1}に、この特約を保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ変

更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更是取り扱いません。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約 ^{*2} の保険料	<ul style="list-style-type: none">① 特約変更日^{*1}の保険料率が適用されます。② 特約変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 変更後特約 ^{*2} の第1回保険料の払込み	<ul style="list-style-type: none">① 特約変更日^{*1}が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。<ul style="list-style-type: none">ア. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。ウ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約^{*2}の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。<ul style="list-style-type: none">(ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。(イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。② 特約変更日^{*1}が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日^{*1}以後変更後特約^{*2}の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。<ul style="list-style-type: none">ア. 変更後特約^{*2}の給付金の支払事由（第3条・第4条）イ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込免除事由（第6条）ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。

第18条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

特
約

無配当手術給付金付疾病入院特約

項目	内 容
(3) 変更後特約 ^{*2} の疾病入院給付金日額	主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の変更前特約の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約 ^{*2} の疾病入院給付金日額を変更することができます。
(4) 変更後特約 ^{*2} に変更されたとき	<p>① 変更後特約^{*2}の責任は特約変更日^{*1}から開始します。</p> <p>② 変更前特約は特約変更日^{*1}の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、変更後特約^{*2}の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）変更後特約^{*2}の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>④ 特約変更日^{*1}の特約が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後特約^{*2}に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(5) 特約変更日 ^{*1} に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)ー③に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第18条 補足説明

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第19条 疾病入院給付金日額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て疾病入院給付金日額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 疾病入院給付金日額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 疾病入院給付金日額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 疾病入院給付金日額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって疾病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の疾病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約に付加された無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の災害入院給付金日額が減額されたことにより減額後の災害入院給付金日額に対する疾病入院給付金日額の割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで疾病入院給付金日額を減額します。
3. 疾病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第24条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 疾病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
 - (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき
- (4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (5) この特約による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したとき
- (6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支

払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

2. 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
3. この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

1. 主契約が5年ごと利差配当付生存給付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
2. この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - (2) この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1. 会社は、この特約の給付金の支払事由（第3条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することができます。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - (2) 医療技術または医療環境の変化^{*2}
2. この特約の支払事由を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - (1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 変更日^{*1}の前日にこの特約を解約（第22条）する方法
4. 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第27条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第28条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 入院給付金の種類
- (3) 入院給付金の日額
- (4) 契約成立日^{*1}
- (5) 当会社名

2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み^{*3}があったときは、本条の3. によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾^{*4}の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日^{*1}から5年^{*2}以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^{*4}の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第28条 補足説明

* 1 契約成立日

復活（第12条）、復旧（第21条）、入院給付金の日額の増額（第19条）または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

* 2 契約成立日から5年

契約成立日^{*1}において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日^{*1}から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

* 3 申込み

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

* 4 承諾

復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

第29条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第30条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第31条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
 - (1) 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
 - (2) 給付金の削減支払
 - ① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第3条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
 - ア. 疾病入院給付金を支払うべきときは、入院日毎にについて疾病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
 - イ. 手術給付金を支払うべきときは、手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
 - ② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

第31条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病的治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する疾病入院給付金または手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。
- (2) この特約の更新（第17条・第39条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	<p>ア. 削減期間中は、第17条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。</p> <p>イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。</p>
③ 特定部位または指定疾患についての不担保	<p>次のとおり更新を取り扱います。</p> <p>ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾患についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。</p> <p>イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾患についての不担保の条件は適用されません。</p>

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第18条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	<p>ア. 削減期間中は、第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1. の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。</p> <p>イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。</p>

第31条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当手術給付金付疾病入院特約をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
(3) 特定部位または指定疾 病についての不担保	<p>次のとおり変更を取り扱います。</p> <p>ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。</p> <p>イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。</p>

- (4) 第19条（疾病入院給付金日額の増額）の規定にかかわらず、疾病入院給付金日額の増額は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額^{*3}の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3 (P.343参照)、別表4 (P.344参照)

第31条 補足説明

* 3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

第32条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第33条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第34条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあ

のをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

- (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（給付金の支払い）の2. -(2)-②-イ. を次のとおり読み替えます。
イ. 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (4) 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
疾病入院給付金の支払事由 が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金 がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があつたとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. -(2)-②を次のとおり読み替えます。
② 主契約の被保険者が死亡したとき普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(6)または第34条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき
- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第13条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第35条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。
 - (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
 - (2) 第3条（給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
疾病入院給付金または手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があつたとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき疾病入院給付金または手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。
2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の額度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第36条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第37条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

第38条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第39条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の申出による更新の際に無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約の更新または変更の際に無配当災害入院特約または災害入院特約(06)が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の疾病入院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の疾病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の疾病入院給付金日額を変更して更新することができます。
(3) この特約が更新されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 (注) 更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ② 更新日の特約が適用されます。
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)①に準じて継続したものとして取り扱います。

第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1. の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第41条 手術給付金付疾病入院特約等からこの特約に変更する場合の特則

- 会社が保険契約者の請求による手術給付金付疾病入院特約等^{*1}からこの特約への変更を承諾した場合には、会社は、次のいずれか遅い時からこの特約上の責任を開始します。
 - (1) 被保険者に関する告知を受けた時
 - (2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
- 変更前特約^{*1}により支払われた疾病入院給付金の支払日数は、この特約の疾病入院給付金の支払限度日数の計算に算入します。
- この特約について、次のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の1. の変更は行われなかつたものとし、変更前特約^{*1}とこの特約の保険料の差額その他について精算します。
 - (1) 変更の際の告知義務違反によりこの特約が解除される場合
 - (2) この特約の責任開始の時^{*2}前に原因が生じていたことにより、この特約による疾病入院給付金もしくは手術給付金が支払われない場合またはこの特約の保険料の払込みが免除されない場合
- 変更前特約^{*1}に生じた解除の原因是、この特約にも同一の状態で引き継がれるものとします。

第42条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

- 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等^{*1}について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。
 - (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
 - (2) 付加後の特約による疾病入院給付金日額がこの特約による疾病入院給付金日額以下であること
- 本条の1. の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
(注) 付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

- この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の被保険者とができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

- (2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻

第41条 補足説明

- * 1 手術給付金付疾病入院特約等
- 次の(1)から(6)をいいます。本条において「変更前特約」といいます。
- (1) 手術給付金付疾病入院特約
 - (2) 手術給付金付疾病入院特約(52)
 - (3) 手術給付金付疾病入院特約(56)
 - (4) 手術給付金付疾病入院特約(60)
 - (5) 手術給付金付疾病入院特約(62)
 - (6) 手術給付金付疾病入院特約(05)

* 2 この特約の責任開始の時

本条の1. の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

第42条 補足説明

- * 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等
- 次の(1)から(4)をいいます。
- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
 - (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
 - (3) 普通定期保険契約
 - (4) 長期生活保障保険契約

特約の型	被保険者の範囲
本人・子型	主契約の被保険者および子

- (3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。
- (4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1. -(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。
2. 本条の1. の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いに関する、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
 - ② 「疾病入院給付金日額」とあるのをすべて「疾病入院給付金日額×0.6」と読み替えます。
- (2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に疾病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- ① この特約の保険期間が満了したとき
 - ② 主契約の被保険者が死亡または普通保険約款に定める高度障害状態になったことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(6)の規定により、この特約が消滅したとき
 - ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
 - ④ この特約による主契約の被保険者の疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(5)の規定によりこの特約が消滅したとき
 - ⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなりたとき
- (3) 第4条（免責事由）の1. の規定を次のとおり読み替えて適用します。
- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
 - ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
3. 本条の1. の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。
- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となった場合には、この特約の型は、無配当災害入院特約または災害入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。
- (3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

第43条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1)の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の疾病入院給付金日額がこの特約の疾病入院給付金日額の6割以下であること

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、疾病入院給付金日額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6. 第3条（給付金の支払い）の2. -(1)および(2)-②、第6条（特約の保険料の払込免除）、第23条（特約の消滅）ならびに第31条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および疾病入院給付金の受取人の戸籍抄本」と、「(3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および手術給付金の受取人の戸籍抄本」とそれぞれ読み替えて準用します。

★別表2 (P.342参照)

別表1 手術給付倍率表

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術（放射線照射および温熱療法を含みます。）をいい、次の表の手術番号1～88を指します。なお、次の(1)から(6)などは、手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 吸引、穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 人間ドックなどの検査
- (4) 診断のための手術（ただし、開頭生検術、穿頭生検術、開胸生検術、開腹生検術または脊髄生検術は、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
- (5) 美容整形上の手術
- (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）		20
2. 乳房切断術		20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3. 骨移植術		20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）		20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）		20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）		10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯科治療に伴う歯科手術を除く。）		20
8. 脊椎・骨盤観血手術		20
9. 鎮骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術		10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）		20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）		20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）		10
13. 筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）		10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14. 慢性副鼻腔炎根本手術		10
15. 喉頭全摘除術		20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）		20
17. 胸郭形成術		20
18. 縦隔腫瘍摘出術		40
§ 循環器・脾の手術		
19. 觀血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術および血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）		20
20. 静脈瘤根本手術		10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		40
22. 心膜切開・縫合術		20
23. 直視下心臓内手術		40
24. 体内用ペースメーカー埋込術		20
25. 脾摘除術		20
§ 消化器の手術		
26. 耳下腺腫瘍摘出術		20
27. 顎下腺腫瘍摘出術		10
28. 食道離断術		40
29. 胃切除術		40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）		20
31. 腹膜炎手術		20
32. 肝臓・胆囊・胆道・脾臓観血手術（開腹術を伴うもの。）		20
33. ヘルニア根本手術		10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術		10
35. 直腸脱根本手術		20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）		20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）		10
§ 尿・性器の手術		
38. 腎移植手術（受容者に限る。）		40

手術番号	手術の種類	給付倍率
39. 腎臓・腎孟・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
41. 尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）		20
42. 陰茎切斷術		40
43. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術		20
44. 陰嚢水腫根本手術		10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）		40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術		10
47. 帝王切開娩出術		10
48. 子宮外妊娠手術		20
49. 子宮脱・膀胱手術		20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）		20
51. 卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）		20
52. その他の卵管・卵巣手術		10
§ 内分泌器の手術		
53. 下垂体腫瘍摘除術		40
54. 甲状腺手術		20
55. 副腎全摘除術		20
§ 神経の手術		
56. 頭蓋内観血手術		40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）		20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術		40
59. 脊髄硬膜内外観血手術		20
§ 感覚器・視器の手術		
60. 眼瞼下垂症手術		10
61. 涙小管形成術		10
62. 涙囊鼻腔吻合術		10
63. 結膜囊形成術		10
64. 角膜移植術		10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術		10
66. 虹彩前後瘻着剥離術		10
67. 緑内障観血手術		20
68. 白内障・水晶体観血手術		20
69. 硝子体観血手術		10
70. 網膜剥離症手術		10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
72. 眼球摘除術・組織充填術		20
73. 眼窩腫瘍摘出術		20
74. 眼筋移植術		10
§ 感覚器・聴器の手術		
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術		20
76. 乳様洞削開術		10
77. 中耳根本手術		20
78. 内耳観血手術		20
79. 聴神経腫瘍摘出術		40
§ 悪性新生物の手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術を除く。）		
80. 悪性新生物根治手術		40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
82. その他の悪性新生物手術		20
§ 上記以外の手術		
83. 上記以外の開頭術		20
84. 上記以外の開胸術		20
85. 上記以外の開腹術		10
86. 衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		20

手術番号	手術の種類	給付倍率
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10
§ 新生物根治放射線照射		
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）		10

備考

- ① 開胸術
胸腔鏡下手術を含みます。
- ② 開腹術
腹腔鏡下手術を含みます。
- ③ 悪性新生物根治手術
悪性新生物（上皮内がんを含みます。）の根治を目的とした原発病巣に対する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術は、悪性新生物根治手術には該当しません。なお、原発病巣か再発・転移病巣かの診断は、病理組織学的所見による必要があります。

別表2 納付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 病院入院給付金の支払い	(1) 病院入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 病院入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 病院入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 手術給付金の支払い	(1) 手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 納付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。	

別表3 特定部位および指定疾患一覧表

特定部位および指定疾患	
1.	眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2.	鼻（副鼻腔を含む。）
3.	耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4.	口腔・歯・舌・頸下腺・耳下腺・舌下腺
5.	甲状腺
6.	咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7.	肺臓・胸膜・気管・気管支
8.	胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9.	肝臓・胆嚢・胆管
10.	脾臓
11.	盲腸（虫様突起を含む。）
12.	大腸・小腸
13.	直腸・肛門
14.	腎臓・尿管
15.	膀胱・尿道
16.	前立腺
17.	睾丸・副睾丸
18.	乳房（乳腺を含む。）
19.	子宮・卵巢・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20.	頸椎部（当該神経を含む。）
21.	胸椎部（当該神経を含む。）
22.	腰椎部（当該神経を含む。）
23.	右上肢（右肩関節部を含む。）
24.	左上肢（左肩関節部を含む。）
25.	右下肢（右股関節部を含む。）
26.	左下肢（左股関節部を含む。）
27.	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28.	鎖骨
29.	皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30.	妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31.	仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32.	食道
42.	顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43.	上顎骨・下顎骨・顎関節
44.	甲状腺・副甲状腺
45.	食道・胃・十二指腸
46.	食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47.	肝臓（肝内胆管を含む。）
48.	胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49.	脾臓
50.	腎臓・尿管・膀胱・尿道
51.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52.	子宮・卵巢・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53.	妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54.	頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55.	腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56.	脊椎部（当該神経を含む。）
57.	上肢（肩関節部を含む。）
58.	下肢（股関節部を含む。）
59.	上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60.	痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61.	末梢動脈疾患

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当入院初期給付特約目次

この特約の特色	346	12 解約等について	359
1 保障の開始について		第22条 特約の解約	359
第1条 特約の責任開始の時	346	第23条 特約の消滅	359
2 被保険者および特約の型について		第24条 返戻金	359
第2条 この特約の被保険者および特約の型	346		
3 給付金の支払いについて		13 被保険者の変更について	360
第3条 入院初期給付金の支払い	346	第25条 特約の被保険者の変更	360
第4条 免責事由	349		
4 給付金の支払請求手続について		14 その他	360
第5条 入院初期給付金の支払請求手続	350	第26条 社員配当金	360
5 保険料の払込免除について		第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更	360
第6条 特約の保険料の払込免除	350	第28条 管轄裁判所	360
6 保険期間および保険料払込期間について		第29条 普通保険約款の規定の準用	360
第7条 特約の保険期間および保険料払込期間	351		
7 保険料の払込みについて		15 特則について	361
第8条 特約の保険料の払込み	351	第30条 特別条件を付ける場合の特則	361
第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以 後猶予期間満了日までに支払事由が生じた 場合の取扱い	351	第31条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約 または長期生活保障保険契約に付加する場 合の特則	362
第10条 特約の保険料の振替貸付	351	第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則	363
8 失効と復活について		第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	363
第11条 特約の失効	352	第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契 約に付加する場合の特則	364
第12条 特約の復活	352	第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険 （有期型）契約に付加する場合の特則	364
9 告知義務と解除について		第36条 災害入院特約（62）等が付加されている主 契約に付加する場合の特則	365
第13条 告知義務	352	第37条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加 されている主契約に付加する場合の特則	365
第14条 告知義務違反による解除	352	第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を 付加する場合の特則	365
第15条 告知義務違反による解除ができないとき	353	第39条 主契約が更新または変更される場合の特則	365
第16条 重大事由による解除	353	第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約 または年金移行特約を付加する場合の特則	366
10 内容の変更および更新等について		第41条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等に ついて他の保険契約への加入を取り扱う場 合の特則	366
第17条 特約の更新	354	第42条 無配当手術給付金付疾病入院特約または手 術給付金付疾病入院特約（06）による疾病 入院給付金の支払日数が通算して700日に 達したことにより無配当手術給付金付疾病 入院特約または手術給付金付疾病入院特約 （06）が消滅した場合の特則	367
第18条 保険期間が終身の特約への変更	356	第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、 「本人・妻型」または「本人・子型」の場 合の特則	367
第19条 入院初期給付金額の増額	358		
第20条 入院初期給付金額の減額	358		
11 復旧について			
第21条 特約の復旧	359		
別表1 対象となる不慮の事故			370
別表2 入院初期給付金の支払請求に必要な書類			370
別表3 特定部位および指定疾患一覧表			371
別表4 感染症			372

特
約

無配当入院初期給付特約

無配当入院初期給付特約

(実施 2000.10.2 / 改正 2020.7.2)

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院初期給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が付加された主たる保険契約に限って付加することができます。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

- この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。
- 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 被保険者および特約の型について

第2条 この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3 給付金の支払いについて

第3条 入院初期給付金の支払い

- 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院初期給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院初期給付金を支払う場合）	金額	受取人
入院初期給付金	<p>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院^{*1}をしたとき</p> <p>(1) この特約の責任開始の時^{*2}以後に生じた次のいずれかを直接の原因とする入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不慮の事故（別表1★）による傷害 ② 不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害 ③ 疾病^{*3} <p>(2) 「無配当災害入院特約または災害入院特約(06)」による災害入院給付金または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約(06)」による疾病入院給付金が支払われる入院</p> <p>(3) (1)の傷害または疾病^{*3}の治療を直接の目的とする入院</p> <p>(4) 病院または診療所^{*4}への入院</p> <p>(5) 入院日数が5日以上の継続した入院</p>	1回の入院につき、入院初期給付金額	主契約の高度障害保険金受取人

2. 入院初期給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 被保険者が、この特約の責任開始の時 ^{*2} 前に生じた「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病 ^{*3} 」を原因とする入院をしたとき	<p>次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなします。</p> <p>① この特約の責任開始の日^{*5}からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合</p> <p>② この特約の付加の際^{*6}に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなしません。</p> <p>③ その原因について、この特約の責任開始の時^{*2}前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時^{*2}以後の疾病^{*3}によるものとみなしません。</p>

第3条 補足説明

* 1 入院

医師^Aによる治療^Bが必要であり、かつ自宅等での治療^Bが困難なため、病院または診療所^{*4}に入り、常に医師^Aの管理下において治療^Bに専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限りります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

* 2 特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条（特約の復活））が行われた場合には、最終の復活の時とします。

* 3 疾病

公的医療保険制度^Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存^Bは含みません。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

* 4 病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する

項目	内 容
(2) 被保険者が、この特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき	その継続した入院について、その事由が生じた日以後もこの特約の保険期間中の入院とみなします。
① この特約の保険期間が満了したとき ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になつたことによって、第23条（特約の消滅）の(1)または(2)の規定により、この特約が消滅したとき ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき	
(3) 被保険者が、入院初期給付金の支払事由に該当する5日以上の入院を2回以上したとき	「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」の規定により1回の入院とみなされるときは、1回の入院とみなします。
(4) 被保険者が、「同一の不慮の事故（別表1★）による傷害」、「同一の不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「同一の疾病 ^{*7} 」を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ① この特約の保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 ② この特約の保険期間満了 ^{*8} 後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、①に準じて取り扱います。
(5) 入院初期給付金の支払限度	通算して40回とします。

診療所^A

- (2) (1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

* 5 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

* 6 この特約の付加の際

この特約の復活、復旧（第21条）、入院初期給付金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際とします（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分とします）。

* 7 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病^{*3}をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾患として取り扱います。

* 8 この特約の保険期間満了

被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったことによるこの特約の消滅および「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」による災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことによるこの特約の消滅を含みます。

項目	内 容
(6) 入院初期給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」により継続して1回の入院をしたものとみなします。 (注) 特定部位・指定疾患についての不担保の特別条件（第30条）が適用される入院の開始時に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」を併発していたとき、または入院中に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」を併発したときは、併発した「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(7) 入院初期給付金の支払事由に該当する入院中に、入院開始の直接の原因となった「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」以外に異なる「不慮の事故（別表1★）による傷害」、「不慮の事故（別表1★）以外の外因による傷害」または「疾病* ³ 」が生じたとき	
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1 (P.370参照)

第4条 免責事由

- 支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院初期給付金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても入院初期給付金を支払わない場合）	
入院初期給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

第4条 補足説明

* 1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院初期給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院初期給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 入院初期給付金の支払請求手続

1. 入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 入院初期給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2 (P.370参照)

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2. この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
 - (2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
3. 第8条（特約の保険料の払込み）の2. および3. の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の2. の規定を準用します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。ただし、主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1. この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料^{*1}の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。
 - (1) 払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料^{*1}は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。
3. この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4. 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の2. の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第22条）されたものとします。

第8条 補足説明

- * 1 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の2. において「払込期間満了後保険料」といいます。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院初期給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院初期給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
- (2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
- (2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

1. 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

第12条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1. 会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、入院初期給付金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1. この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、入院初期給付金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（復旧が行われたときは復旧分または入院初期給付金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2. 会社は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかつたものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 本条の2. の規定にかかわらず、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4. 告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。
 - (1) この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第21条）、入院初期給付金額の増額（第19条）または被保険者の変更（第25条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者^{*1}が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日^{*2}からその日を含めて2年以内に入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じないで、その期間を経過したとき
2. 本条の1.-(2)および(3)の場合で、それぞれに規定する保険媒介者^{*1}の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第16条 重大事由による解除

1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または被保険者が給付金^{*1}を詐取する目的もしくは他人に給付金^{*1}を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - (2) 給付金^{*1}の請求に関し、給付金^{*1}の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - (4) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
2. 会社は、入院初期給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院初期給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院初期給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

* 1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

* 2 特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、入院初期給付金額の増額または被保険者の変更の日とします。

特
約

無配当入院初期給付特約

第16条 補足説明

* 1 給付金

この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

- (1) 入院初期給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに入院初期給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新等について

第17条 特約の更新

1. この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日^{*1}に更新されます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が更新されないときは、この特約の更新の取扱いをしません。

- (1) この特約の最終の保険料が払い込まれていること
- (2) この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日^{*2}前にあること

2. 本条の1. の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3. -(2)-(2)の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 更新後特約の保険料	<ul style="list-style-type: none"> ① 特約更新日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 特約更新日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。 ③ 特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第17条 指定説明

* 1 この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

* 2 主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項目	内容
(2) 更新後特約の第1回保険料の払込み	<p>① 特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第1回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。</p> <p>ウ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。</p> <p>② 特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. 第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 第9条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。</p> <p>ウ. 第1回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。</p> <p>(ア) 主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日^{*1}を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。</p> <p>(イ) 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。</p> <p>ア. (1)～(3)にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約更新日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。</p> <p>イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>ウ. 更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。</p> <p>(ア) 会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。</p> <p>④ ①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。</p>

項目	内容
(3) 更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。
(4) 更新後特約の保険期間	<p>① 更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の1.-(2)の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。</p> <p>② ①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。</p>
(5) この特約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、(1)-(3)の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。</p> <p>（注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 特約更新日*1の特約が適用されます。</p> <p>③ この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(6) 特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(7) 特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(5)-(1)に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第18条 補足説明

* 1 主契約の保険料払込期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

第18条 保険期間が終身の特約への変更

1. 第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当入院初期給付特約に変更することができます。ただし、主契約に付加された「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当災害入院特約へ、「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険期間が終身の無配当手術給付金付疾病入院特約へそれ変更されないときは、この特約の保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更は取り扱いません。

- (1) この特約の保険料の払込みが免除（第6条）されていないこと
- (2) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、主契約の保険料の払込みが免除されていないこと
- (3) この特約の最終の保険料が払い込まれていること

2. 保険期間が終身の無配当入院初期給付特約への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後特約 ^{*2} の保険料	<p>① 特約変更日^{*1}の保険料率が適用されます。 ② 特約変更日^{*1}の被保険者の年齢によって定めます。</p>
(2) 変更後特約 ^{*2} の第1回保険料の払込み	<p>① 特約変更日^{*1}が主契約の保険料払込期間満了日の翌日であるときは、次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ. 普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、変更後特約^{*2}の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 （ア）会社の取扱いの範囲内で、一括または5年単位で分割して前納することを必要とします。 （イ）（ア）にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 <p>② 特約変更日^{*1}が被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）であるときは、第1回保険料は、特約変更日^{*1}を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。ただし、変更後特約^{*2}の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。</p> <p>③ ①および②の保険料が払い込まれないまま、特約変更日^{*1}以後変更後特約^{*2}の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 変更後特約^{*2}の給付金の支払事由（第3条・第4条） イ. 変更後特約^{*2}の保険料の払込免除事由（第6条） ウ. 主契約の保険金・給付金の支払事由 エ. 主契約に付加された特約の保険金・年金・給付金の支払事由 <p>④ ①および②の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約^{*2}に変更されなかったものとします。</p>
(3) 変更後特約 ^{*2} の入院初期給付金額	主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の変更前特約の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、主契約の保険料払込期間満了日 ^{*3} の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約 ^{*2} の入院初期給付金額を変更することができます。

第18条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

* 3 主契約の保険料払込期間満了日

次のいずれかに該当するときは、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

- (1) 主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が75歳となるとき
- (2) 主契約の保険料払込期間が終身のとき
- (3) 主契約の保険料払込方法（回数）が一時払のとき

特
約

無配当入院初期給付特約

項目	内容
(4) 変更後特約*2に変更されたとき	<p>① 変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。</p> <p>② 変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。</p> <p>③ 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>④ 特約変更日*1の特約が適用されます。</p> <p>⑤ 変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。</p>
(5) 特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(4)–③に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第19条 入院初期給付金額の増額

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て入院初期給付金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。
2. 入院初期給付金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。
- (2) 入院初期給付金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第20条 入院初期給付金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって入院初期給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院初期給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2. 主契約に付加された無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の疾病入院給付金日額が減額されたことにより入院初期給付金額と減額後の疾病入院給付金日額との割合が会社の定める条件を満たさなくなったときは、その条件の限度まで入院初期給付金額を減額します。
3. 入院初期給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第24条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- (2) 入院初期給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

11 復旧について

第21条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、復旧分についてその復旧の時とします。
 - (2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第22条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第23条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ったときは、消滅しません。
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が(1)または(2)以外の事由によって消滅したとき。ただし、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときを除きます。
- (4) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
- (5) この特約による入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達したとき
- (6) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

特
約

第24条 返戻金

1. この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

- (1) この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
- (2) 解除または解約（第22条）されたとき
- (3) 第23条（特約の消滅）の(2)、(3)または(5)の規定により消滅したとき

第23条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約

* 2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
- (4) 年金移行特約
- (5) 夫婦年金移行特約
- (6) 介護保障移行特約
- (7) 個人年金保険介護年金特約

- 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。
- この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第25条 特約の被保険者の変更

- 主契約が5年ごと利差配当付生存給付定期保険契約または生存給付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。
- この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。
 - 第3条（入院初期給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
 - この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第26条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第27条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

- 会社は、この特約の入院初期給付金の支払事由（第3条）にかかる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日^{*1}から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することができます。
 - 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
 - 医療技術または医療環境の変化^{*2}
- この特約の支払事由を変更するときは、変更日^{*1}の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 本条の2. の通知を受けた保険契約者は、変更日^{*1}の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。
 - この特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - 変更日^{*1}の前日にこの特約を解約（第22条）する方法
- 本条の3. の指定がなされないまま変更日^{*1}が到来したときは、保険契約者により本条の3. -(1)の方法を指定されたものとみなします。

第27条 補足説明

* 1 変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

* 2 医療技術または医療環境の変化

公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第28条 管轄裁判所

この特約における入院初期給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第29条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第30条 特別条件を付ける場合の特則

1. この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 入院初期給付金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院初期給付金の支払事由（第3条）に該当し、入院初期給付金を支払うべきときは、入院初期給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、入院初期給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定部位または指定疾病についての不担保

身体の特定部位および指定疾病（別表3★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病的治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院初期給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表4★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2. 本条の1. の特別条件が付けられたときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

(1) この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

(2) この特約の更新（第17条・第39条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第17条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第17条（特約の更新）の1. および第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。

第30条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

特
約

無配当入院初期給付特約

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾 病についての不担保	<p>次のとおり更新を取り扱います。</p> <p>ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。</p> <p>イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。</p>

(3) 保険期間が終身の特約への変更（第18条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院初期給付金の削減 支払	<p>ア. 削減期間中は、第18条（保険期間が終身の特約への変更）の1.の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。</p> <p>イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた入院初期給付金の削減支払の条件は適用されません。</p>
③ 特定部位または指定疾 病についての不担保	<p>次のとおり変更を取り扱います。</p> <p>ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。</p> <p>イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約^{*2}には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。</p>

- (4) 第19条（入院初期給付金額の増額）の規定にかかわらず、入院初期給付金額の増額は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間または特定部位または指定疾病についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (5) 第21条（特約の復旧）の規定にかかわらず、主契約の払済保険もしくは延長保険への変更後または主契約の保険金額^{*3}の減額後2年を経過した後は、この特約の復旧は取り扱いません。
- (6) 主契約の保険期間または保険料払込期間の延長は取り扱いません。ただし、入院初期給付金の削減期間経過後または特定部位または指定疾病についての不担保の場合には取り扱います。

★別表3 (P.371参照)、別表4 (P.372参照)

第30条 補足説明

* 2 変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院初期給付特約をいいます。

* 3 主契約の保険金額

生存給付金付終身保険契約については基準保険金額、個人年金保険契約または新個人年金保険契約については年金額とします。

第31条 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(8)中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第1回年金または一時金」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第23条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。
 - (1) 主契約の第1回年金または一時金を支払ったとき
- (5) 第24条（返戻金）の1. 中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の第1回年金または一時金」と読み替えます。

第32条 特別終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第6条（特約の保険料の払込免除）の3. の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第33条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の(1)から(9)のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。ただし、第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第1被保険者」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(2)-②を次のとおり読み替えます。
- (4) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(8)を次のとおり読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(1)もしくは(2)または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

項目	内 容
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に第1被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金をそれぞれ第2被保険者または主契約の死亡保険金受取人に支払います。

- (5) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
- (6) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の2. -(2)-②を次のとおり読み替えます。

② 主契約の被保険者が死亡した場合は普通保険約款に定める高度障害状態になつたことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)もしくは(6)または第33条（連生終身保険契約に付加する場合の特則）の(9)の規定により、この特約が消滅したとき

- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の4. 中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金もしくは見舞金」と読み替えます。
- (8) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第2被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第13条（告知義務）の1. の規定にかかわらず、妻に関する告知は第2被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができるないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。
- (9) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第34条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の(1)から(6)のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(8)を次のとおり読み替えます。

項目	内容
(8) 入院初期給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院初期給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院初期給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

- (4) 第23条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第24条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
- (6) 主契約が年金支払開始日の前日に2つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2. この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の1. に規定するほか、第24条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の額度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第35条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第23条（特約の消滅）および第24条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
- (2) この特約については特別勘定による運用は行いません。

第36条 災害入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を災害入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（62）」と、この特約を災害入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「災害入院特約（06）」とあるのをすべて「災害入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第37条 手術給付金付疾病入院特約（62）等が付加されている主契約に付加する場合の特則

この特約を手術給付金付疾病入院特約（62）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（62）」と、この特約を手術給付金付疾病入院特約（05）が付加されている主契約に付加するときは、この特約中、「手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「手術給付金付疾病入院特約（05）」とそれぞれ読み替えます。

第38条 主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時^{*1}からこの特約上の責任を開始します。

第39条 主契約が更新または変更される場合の特則

1. 主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の申出による更新の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
- (2) 主契約の更新または変更の際に「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」が保険契約者の更新しない旨の通知がないことによって更新される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2. この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。
(2) 更新後特約の入院初期給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院初期給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院初期給付金額を変更して更新することができます。

第38条 補足説明

* 1 この特約の第1回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第1回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項目	内容
(3) この特約が更新されたとき	<p>① 給付金の支払い（第3条・第4条）、保険料の払込免除（第6条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第9条）および特約の消滅（第23条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。</p> <p>（注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。</p> <p>② 更新日の特約が適用されます。</p>
(4) 主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	<p>① 保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。</p> <p>② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、(3)①に準じて継続したものとして取り扱います。</p>

第40条 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
- (2) (1)の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
 - ① この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
 - ② 保険契約者に支払うべき金額があるときは、5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第1回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2. 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の1. の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第41条 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

1. 保険契約者は、この特約が付加された5年ごと利差配当付普通定期保険契約等^{*1}について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) 付加後の特約による入院初期給付金額がこの特約による入院初期給付金額以下であること

2. 本条の1. の取扱いが行われたときは、給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

（注）付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第41条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付普通定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
- (3) 普通定期保険契約
- (4) 長期生活保障保険契約

**第42条 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）による疾
病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付金付
疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅した場合の特則**

1. 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）によ
る疾病入院給付金の支払日数が通算して700日に達したことにより無配当手術給付
金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）が消滅したときは、
第3条（入院初期給付金の支払い）の1. -(1)から(3)を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害
の治療を直接の目的とする入院
- (2) (1)の不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に開始した
入院
- (3) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による災害入院給付金が支
われる入院

2. 本条の1. の場合には、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特色中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」および
「無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」
とあるのを「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
- (2) 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(3)中、「無配当災害入院特約ま
たは災害入院特約（06）」または「無配当手術給付金付疾病入院特約または
手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入院特約または
災害入院特約（06）」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の更新）の1. および第18条（保険期間が終身の特約への変更）
の1. 中、「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」または「無配当
手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とある
のをすべて「無配当災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
- (4) 第20条（入院初期給付金額の減額）の2. 中、「無配当手術給付金付疾病入
院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのを「無配当災害入
院特約または災害入院特約（06）」と、「疾病入院給付金額」とあるのをす
べて「災害入院給付金額」とそれぞれ読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）の(3)を次のとおり読み替えます。
 - (3) 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）が(1)または(2)以外の事由
によって消滅したとき
- (6) 第39条（主契約が更新または変更される場合の特則）の1. 中、「無配当災
害入院特約または災害入院特約（06）」および「無配当手術給付金付疾病入
院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当
災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
- (7) 第43条（更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」ま
たは「本人・子型」の場合の特則）の3. 中、「無配当手術給付金付疾病入
院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）」とあるのをすべて「無配当
災害入院特約または災害入院特約（06）」と読み替えます。
- (8) 将来に向かってこの特約の保険料を変更します。
- (9) 会社は、本条の特則を適用前の返戻金額（第24条）から本条の特則を適用
後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。

★別表1 (P.370参照)

**第43条 更新前特約等の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」ま
たは「本人・子型」の場合の特則**

1. この特約が更新後特約または保険期間が終身の特約に変更された変更後特約（以
下「更新後特約等」といいます。）の場合で、更新前特約または変更前特約（以
下「更新前特約等」といいます。）の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」
または「本人・子型」のときは、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。
- (1) この特約の被保険者とができる者は、主契約の被保険者に加え、次
のとおりとします。

第42条 補足説明

*** 1 特約の責任開始の時**

第1条（特約の責任開始の時）
の規定により、会社がこの特約
上の責任を開始する時をいいま
す。なお、この特約の復活（第
12条）が行われた場合には、
最終の復活の時とします。

特
約

無配当入院初期給付特約

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

(2) この特約の型および被保険者の範囲は、第2条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約等と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

(3) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.-(1)の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

(4) この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の1.-(1)の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

2. 本条の1.の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の給付金の支払いについて、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

(1) 第3条（入院初期給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 「責任開始の時」とあるのを「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
- ② 「入院初期給付金額」とあるのを「入院初期給付金額×0.6」と読み替えます。

(2) 会社は、被保険者がこの特約の保険期間中に入院初期給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由の生じた日を含んで継続したときは、その継続した入院について、その事由の生じた日以後も、この特約の保険期間中の入院とみなします。

- ① この特約の保険期間が満了したとき
- ② 主契約の被保険者が死亡または普通保険約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第23条（特約の消滅）の(1)、(2)または(6)の規定により、この特約が消滅したとき
- ③ 無配当災害入院特約または災害入院特約（06）による主契約の被保険者の災害入院給付金の支払日数が通算して700日に達して、第23条（特約の消滅）の(3)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ④ この特約による主契約の被保険者の入院初期給付金の支払回数が通算して40回に達して、第23条（特約の消滅）の(5)の規定によりこの特約が消滅したとき
- ⑤ 子が満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えたことにより、被保険者でなくなりたとき

(3) 第4条（免責事由）の1.の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① (2)中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ② (3)から(7)中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3. 本条の1.の規定を適用するときは、この特約の型について、次の(1)から(3)のとおり変更を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第6条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。
- (2) 無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更により、この特約の型が会社の取扱いの範囲外となつた場合には、

第43条 補足説明

* 1 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となつた日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

この特約の型は、無配当手術給付金付疾病入院特約または手術給付金付疾病入院特約（06）の型の変更の時に会社の取扱いの範囲内で変更されたものとします。

(3) 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

- ① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
- ② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
- ③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
- ④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4. この特約が5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の1. -(1) の条件を満たさなくなったことまたは主契約の保険金が支払われたことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、5年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

- (1) 2年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
- (2) この特約による入院初期給付金の支払事由（本条の2.）が生じていないこと
- (3) この特約の被保険者でなくなった日から1か月を経過していないこと
- (4) 付加後の特約の入院初期給付金額がこの特約の入院初期給付金額の6割以下であること

5. 更新前特約等の規定によるこの特約の復活、復旧、入院初期給付金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6. 第3条（入院初期給付金の支払い）の2. -(2)および(8)、第6条（特約の保険料の払込免除）、第23条（特約の消滅）ならびに第30条（特別条件を付ける場合の特則）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第5条（入院初期給付金の支払請求手続）の2. については、必要書類（別表2★）中、「(3) 入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「(3) 主契約の被保険者の戸籍謄本および入院初期給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えて準用します。

★別表2 (P.370参照)

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

- ・交通事故
- ・火災
- ・転倒・墜落
- ・海・川での溺水
- ・落雷・感電

別表2 入院初期給付金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
入院初期給付金の支払い	(1) 入院初期給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院初期給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院初期給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。

(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

別表3 特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病	
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）	
2. 鼻（副鼻腔を含む。）	
3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起	
4. 口腔・歯・舌・頸下腺・耳下腺・舌下腺	
5. 甲状腺	
6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭	
7. 肺臓・胸膜・気管・気管支	
8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）	
9. 肝臓・胆嚢・胆管	
10. 脾臓	
11. 盲腸（虫様突起を含む。）	
12. 大腸・小腸	
13. 直腸・肛門	
14. 腎臓・尿管	
15. 膀胱・尿道	
16. 前立腺	
17. 睾丸・副睾丸	
18. 乳房（乳腺を含む。）	
19. 子宮・卵巢・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）	
20. 頸椎部（当該神経を含む。）	
21. 胸椎部（当該神経を含む。）	
22. 腰椎部（当該神経を含む。）	
23. 右上肢（右肩関節部を含む。）	
24. 左上肢（左肩関節部を含む。）	
25. 右下肢（右股関節部を含む。）	
26. 左下肢（左股関節部を含む。）	
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰囊ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）	
28. 鎖骨	
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）	
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）	
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）	
32. 食道	
42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）	
43. 上顎骨・下顎骨・顎関節	
44. 甲状腺・副甲状腺	
45. 食道・胃・十二指腸	
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）	
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）	
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）	
49. 脾臓	
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道	
51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）	
52. 子宮・卵巢・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病	
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病	
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）	
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）	
56. 脊椎部（当該神経を含む。）	
57. 上肢（肩関節部を含む。）	
58. 下肢（股関節部を含む。）	
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）	
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）	
61. 末梢動脈疾患	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

リビング・ニーズ特約目次

この特約の特色	374	10 特則について	
1 保障の開始について		第18条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則	378
第1条 特約の責任開始の時	374	第19条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則	378
2 保険金の支払いについて		第20条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則	378
第2条 特約保険金の支払い	374	第21条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則	379
第3条 免責事由	375	第22条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則	379
3 保険料の払込みについて		第23条 主契約が更新または変更される場合の特則	379
第4条 特約の保険料の払込み	376	第24条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	379
第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い	376	第25条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則	380
4 失効と復活について		第26条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則	380
第6条 特約の失効	376	第27条 就業不能保障保険に付加する場合の特則	380
第7条 特約の復活	376	第28条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則	381
5 復旧について		第29条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則	381
第8条 特約の復旧	376	第30条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則	381
6 解約等について		第31条 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付加する場合の特則	382
第9条 特約の解約	376	第32条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則	382
第10条 特約の消滅	377	第33条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則	382
第11条 返戻金	377	第34条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則	383
7 特約保険金受取人について		第35条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	384
第12条 会社への通知による特約保険金受取人の変更	377	第36条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則	385
第13条 遺言による特約保険金受取人の変更	377		
第14条 特約保険金受取人の死亡	377		
8 社員配当金について			
第15条 社員配当金の特別取扱い	378		
9 その他			
第16条 管轄裁判所	378		
第17条 普通保険約款の規定の準用	378		
別表 特約保険金の支払請求に必要な書類	387		

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2／改正 2018.3.1)

この特約の特色

目的・内容	主たる保険契約に付加し、主たる保険契約の死亡保険金の全部または一部について、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金を支払います。
-------	---

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金額	受取人
被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき ^{*1}	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内★で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表★）が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金受取人

第2条 補足説明

* 1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時においては余命が6か月以内ではなくないと判断される場合
(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いについて、次のとおり取り扱います。

項目	内 容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時 ^{*2} 前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表 (P.387参照)

★「会社の定める特約保険金額の限度内」⇒「ご契約のしおり」の「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」に掲載しています (P.49参照)。

第2条 補足説明

* 2 主契約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

(1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。

(2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）	
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意 (3) 指定代理請求人の故意 (4) 被保険者の自殺行為 (5) 被保険者の犯罪行為 (6) 戰争その他の変乱

2. 免責事由について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効と復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の復活

- 主契約の復活^{*1}の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活^{*1}の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活^{*1}を承諾したときは、普通保険約款の復活^{*1}の規定を準用して、この特約の復活^{*1}の取扱いをします。

第7条 補足説明

* 1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5 復旧について

第8条 特約の復旧

- 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
- 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
- この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 解約等について

第9条 特約の解約

- 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
- この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第10条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等^{*1}が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第11条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第12条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.75参照）。

第13条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更是、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更是、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第14条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1. の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により特約保険金受取人となつた者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1. および2. により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第10条 補足説明

* 1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

特
約

リビング・ニーズ
特約

8 社員配当金について

第15条 社員配当金の特別取扱い

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。
 - (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
 - (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。
3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第16条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第18条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第19条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1. の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第20条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等^{*1}が付加されているときは、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等^{*1}について各特約の保険期間満了の時^{*2}前1年間は、この特則を適用しません。

第20条 指定保険特約等

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 遅減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付遅減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

各特約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2.-(3)、第15条（社員配当金の特別取扱い）の2.-(1)、3. および第18条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(3)の規定によって遅減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遅減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第20条 補足説明

* 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遅減定期保険特約または5年ごと利差配当付遅減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

* 4 遅減定期保険特約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遅減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遅減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第21条 補足説明

* 1 災害入院特約（06）等

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

第21条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

- 1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあっては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
- 2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあっては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
- 3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあっては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
- 4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第22条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第23条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第24条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等^{*1}を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第10条（特約の消滅）の(5)、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第14条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第20条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等^{*1}のすべてが消滅したとき

第24条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 通減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第25条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第26条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等^{*1}を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(2)、第10条（特約の消滅）の(5)、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第10条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第20条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等^{*1}のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第26条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 通減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いで就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第28条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(2)、第10条（特約の消滅）の(5)、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2.-(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第10条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第30条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

〔第31条〕 5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付遞減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

〔第32条〕 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第10条（特約の消滅）の(5)、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

〔第32条〕 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

〔第33条〕 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第10条（特約の消滅）の(5)、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則^{*1}が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等^{*2}の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則^{*1}に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

* 1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

* 2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第34条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約 または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限ります。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。) を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき^{*1}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によつて解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表 (P.387 参照)

第34条 補足説明

* 1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

第35条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特約保険金の支払い	<p>次のとおり取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none">① 必要書類（別表）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。<ul style="list-style-type: none">ア. 主契約に定める第1保険年度中イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	<ul style="list-style-type: none">① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払つたことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。④ 特約保険金を支払つたことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

項目	内容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

(3) 第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

第36条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項目	内容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	<p>① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。</p> <p>② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。</p> <p>③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。</p> <p>④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

(3) 第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。
(3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。

特
約

リピング・
ニーズ
特約

別
表

指定代理請求特約（2016）目次

この特約の特色	389
1 特約の付加について	
第1条 特約の付加	389
2 保険金等の請求について	
第2条 特約の対象となる保険金等	389
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き	389
3 指定代理請求人の変更等について	
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し	390
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い	390
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知	391
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅	391
6 その他	
第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用	391
第9条 普通保険約款の規定の準用	391
第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則	391
第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則	392
第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則	392
第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	392
第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則	392
別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類	393

指定代理請求特約 (2016)

(実施 2016.4.4)

この特約の特色	
目的・内容	保険金等の受取人となる被保険者が保険金等を請求できない事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。
備考	被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めた場合に限り、指定代理請求人による請求を取り扱います。

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付^{*1}
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第2条 補足説明

* 1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

特
約

指定代理請求特約
(2016)

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時ににおいて、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由^{*1}を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表★に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^{*2}は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.393参照)

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

第3条 補足説明

* 1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みます。

* 2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなつたとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

(1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除
- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1.から4.および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3.の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1.中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表 (P.393参照)

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
	(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることができます。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることができます。

特
約

指定代理請求特約
(2016)

別
表

特別条件特約目次

第1条 特約の付加	395
第2条 特別条件	395
第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い	395
第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活	397
第5条 この特約を付加した保険契約の減額	397
第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	397
第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	398
第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則	398
第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則	398
別表 感染症	401
第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則	399
第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則	399
第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則	399
第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則	400

特別条件特約

(実施 1956.4.1 / 改正 2020.7.2)

第1条 特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合^{*1}には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することができます。

第2条 特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の併用とします。

(1) 割増保険料の払込み

会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

(2) 保険金の削減支払

契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、7大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度 削減期間	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
1年	5.0割				
2年	3.0割	6.0割			
3年	2.5割	5.0割	7.5割		
4年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
5年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

(3) 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.401参照）

第3条 この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

1. この特約を付加した保険契約および特約については、次の(1)から(6)の取扱いは行いません。

- (1) 保険契約の更新または5年ごと利差配当付遅減定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (2) 定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、遅減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第1条 補足説明

* 1 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (3) 定期保険特約から生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、遅減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (4) 遅減定期保険特約から定期保険特約、生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または5年ごと利差配当付遅減定期保険特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (5) 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは遅減定期保険特約への変更または5年ごと利差配当付長期生活保障特約から5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付遅減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (6) 特定疾病保障定期保険特約から生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (7) 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (8) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約または5年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
- (9) 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、遅減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付生存給付定期保険特約、5年ごと利差配当付養老保険増額特約、5年ごと利差配当付終身保険増額特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱います。
- (10) 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付遅減定期保険

普通保険約款、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、遅減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付遅減定期保険特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

- (11) 5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (12) 普通終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (13) 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (14) 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (15) 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
 - (16) 介護保障移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。
2. 本条の1. -(1)の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
3. 本条の1. -(2)から(8)および(10)の場合、本条の2. の規定を準用します。

第4条 この特約を付加した保険契約の失効・復活

1. この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後2年以内に限り復活の申込みができます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼつて適用されます。

第5条 この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後2年以内に限り、会社は、第4条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第6条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第7条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第8条 長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第9条 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第1回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条 指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第2保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条 5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条 5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

1. この特約を5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特別条件）の(2)中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第1回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第1回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第1回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第1回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（特別条件）の(3)中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第3条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第1回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第1回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
- (4) 第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第1回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条 無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属S A R S コロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

第1回保険料クレジットカード払込特約

(実施 2010.10.4／改正 2019.10.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料^{*1}を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
 - (2) 指定クレジットカードが有効であること（以下「指定クレジットカードの有効性」といいます。）
 - (3) 指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人^{*2}と同一人であること

第1条 補足説明

* 1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

* 2 取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性を確認した時に会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。

第3条 第1回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第2条（第1回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第1回保険料等の払込みはなかったものとします。

- (1) 会社が指定クレジットカードの発行会社から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
- (2) 指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第1回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第4条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1回保険料電子決済扱特約

(実施 2019.10.2)

第1条 特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第1回保険料または第1回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料^{*1}を含み、以下「第1回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第2条 第1回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第1回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第1回保険料等を受け取る前の所定の時を第1回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

第3条 第1回保険料等の領収証

第2条（第1回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第1回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第4条 主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第2条（第1回保険料等の払込み）から第3条（第1回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条 補足説明

* 1 被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2／改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。
2. 本条の1. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日^{*1}を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第10条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料^{*1}から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料^{*1}および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料^{*1}の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料^{*1}の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日^{*2}となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料^{*1}の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料^{*1}を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料^{*1}を払い込んだ時をもって、第1回保険料^{*1}の払込みがあつたものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

* 2 責任開始の日

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の2.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1.の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1.-(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1.-(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 準備説明

* 1 複数の指定契約

保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

* 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約

本条の1.において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約^{*1}については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約^{*1}について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があつたときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約^{*3}の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
(2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約^{*1}の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約^{*1}の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約^{*1}の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約^{*1}の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約^{*1}については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料^{*3}および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかつたため、第1回保険料^{*3}の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾玻終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾玻終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料^{*3}の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料^{*3}の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料^{*3}の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかつたため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかつたときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

団体特約

(実施 1981.4.2／改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること
 - (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

1. この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。
 - (1) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率A
 - (2) 団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約^{*1}の保険料率については団体保険料率Bとします。
2. 団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の1. に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。
3. 本条の1. -(1)の団体保険料率Aの適用を受けている場合でも、本条の1. に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後6ヶ月を経過しても20名以上にならないときは、本条の1. -(2)の保険料率を適用します。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

- (1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
 - ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日^{*1}を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立ておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条 補足説明

* 1 月払契約

普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第8条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第8条（社員配当金の支払い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
(2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条 第1回保険料から団体代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から団体代表者を経由して払い込むときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

- (1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条 補足説明

* 1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の1. および3. の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。

4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第9条（特約の失効）の(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第18条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等^{*1}に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料率）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条 退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）の(3)の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条 指定説明

* 1 無配当総合医療保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

集団特約

(実施 1981.4.2／改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること
 - (2) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第5条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第6条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第7条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
- (3) 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
- (4) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (5) 第1条（特約の付加）の2. -(2)に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第8条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第9条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第13条 第1回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料^{*1}から集団代表者を経由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料^{*1}は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第1回保険料^{*1}に相当する金額を受け取った時をもって、第1回保険料^{*1}の払込みがあったものとみなします。
2. 第2回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
3. 本条の2. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

(2) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条 準備説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1.-(1)の規定は適用しません。
4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の1.-(4)を次のとおり読み替えます。
(4) 第2保険期間が開始するとき

第15条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等^{*1}に付加するときは、第1条（特約の付加）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1.の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1.に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

- (3) 第5条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

- (4) 第13条（第1回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

* 1 無配当総合医療保険契約等

次の(1)から(4)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険契約
- (2) 無配当新総合医療保険契約
- (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
- (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条 責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

特
約

集団特約

事業保険特約

(実施 1981.4.2／改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
 - (2) 被保険者は、その団体に所属する者であること
 - (3) 被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由^{*2}または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時^{*1}を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第4条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第5条 保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第6条 社員配当金の支払い

1. 保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日^{*1}を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第2条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (7) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (8) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2. 本条の1. の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

- (1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
- (2) 被保険者が団体を脱退したとき
- (3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1. 中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第6条（社員配当金の支払い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他のこと由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第6条 補足説明

* 1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(1)の規定は適用しません。
3. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第7条（特約の失効）の(3)を次のとおり読み替えます。
(3) 第2保険期間が開始するとき

第14条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等^{*1}に付加するときは、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条 補足説明

- * 1 無配当総合医療保険契約等
次の(1)から(4)をいいます。
- (1) 無配当総合医療保険契約
 - (2) 無配当新総合医療保険契約
 - (3) 5年ごと利差配当付新医療保険契約
 - (4) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

5年ごと利差配当付普通定期保険集団扱特約

(実施 1996.10.2 / 改正 2013.4.2)

第1条 特約の付加

1. この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
2. この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
 - (1) 保険契約者は、会社と集団扱協約を締結した官公署・会社・工場等その団体において保険料の一括集金のできる団体もしくはその団体に所属している者、または会社と集団扱協約を締結した組合・連合会・同業団体等その集団において保険料の一括集金のできる集団もしくはその集団の構成員であること
 - (2) 被保険者は、その団体の所属者もしくは集団の構成員またはその同居の家族もしくは使用人であること
 - (3) 保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

特
約

5年ごと利差配当付普通定期保険集団扱特約

第2条 契約成立日

1. この特約による取扱いを行う保険契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 本条の1. の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時からその月の末日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた場合には、普通保険約款に規定する責任開始の時を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う保険契約の保険料率は、集団扱の保険料率とします。

第4条 保険料の払込方法（回数）

保険料の払込方法（回数）は、年払、半年払または月払のいずれかとします。ただし、集団を通じて同一であることを必要とします。

第5条 保険料の払込み

1. 第2回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第6条 保険契約の失効

保険料が払い込まれずに、普通保険約款に規定する保険料払込猶予期間が過ぎたときは、この特約を付加した保険契約は効力を失います。

第7条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第6条（保険契約の失効）の規定によってこの特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出して保険契約の復活*1の申込みをすることができます。
2. 会社が保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社が保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。

第7条 拡補説明

- * 1 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

3. 第1条(特約の付加)の規定ならびに普通保険約款に定める会社の責任開始の時、詐欺による取消し、不法取得目的による無効および告知義務に関する規定は、本条の場合に準用します。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています(P.75参照)。

第8条 保険料領収証

第2回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第9条 特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) 会社と集団代表者との間に締結された集団扱協約が解除されたとき
- (2) 保険契約者または被保険者が集団を脱退したとき

第10条 特約の失効後の保険料の払込み

第9条(特約の失効)の規定によりこの特約が効力を失った保険契約に対しては、保険契約者から特に申出がない限り、年払契約として普通保険約款を適用します。

第11条 保険期間

1. 集団扱協約締結の際に、この特約による保険契約の保険期間満了日を集団を通じて同一とすることができます。
2. 本条の1.の規定により保険期間満了日を集団を通じて同一としたときは、普通保険約款に定める更新後契約の保険期間に関する規定にかかわらず、更新する保険契約の更新後の保険期間は、集団扱協約締結の際に定めた保険期間と同一とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(契約成立日)を次のとおり読み替えます。
第2条(契約成立日)
 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1.の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時からその月の末日までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第5条(保険料の払込み)を次のとおり読み替えます。
第5条(保険料の払込み)
 1. 保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1.に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。
- (3) 第8条(保険料領収証)を次のとおり読み替えます。

第8条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

特
約

5年ひと利差配当付普通定期保険集団扱特約

責任開始に関する特約

(実施 2013.4.2／改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

1. 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

1. 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
3. 第1回保険料の払込みについては、本条の2. に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、保険金等^{*1}の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項目	内 容
(1) 保険金等 ^{*1} を支払うとき	第1回保険料 ^{*2} を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料 ^{*2} に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料 ^{*2} を払い込むことを必要とします。第1回保険料 ^{*2} の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第1回保険料 ^{*2} をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第1回保険料 ^{*2} が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第4条 補足説明

* 1 保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

* 2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

1. 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約^{*1}は無効とします。ただし、第4条の(1)に該当する場合は無効としません。
2. 本条の1. の規定によって主契約およびこれに付加された特約^{*1}を無効とした場合

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約^{*1}は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約^{*1}の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約^{*1}を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約^{*1}のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等^{*1}に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第2条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条 利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第7条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

* 1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

* 1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条 補足説明

* 1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約